

西部保健所 管内の概要



目次

1

管内の概要について

2

感染症動向について

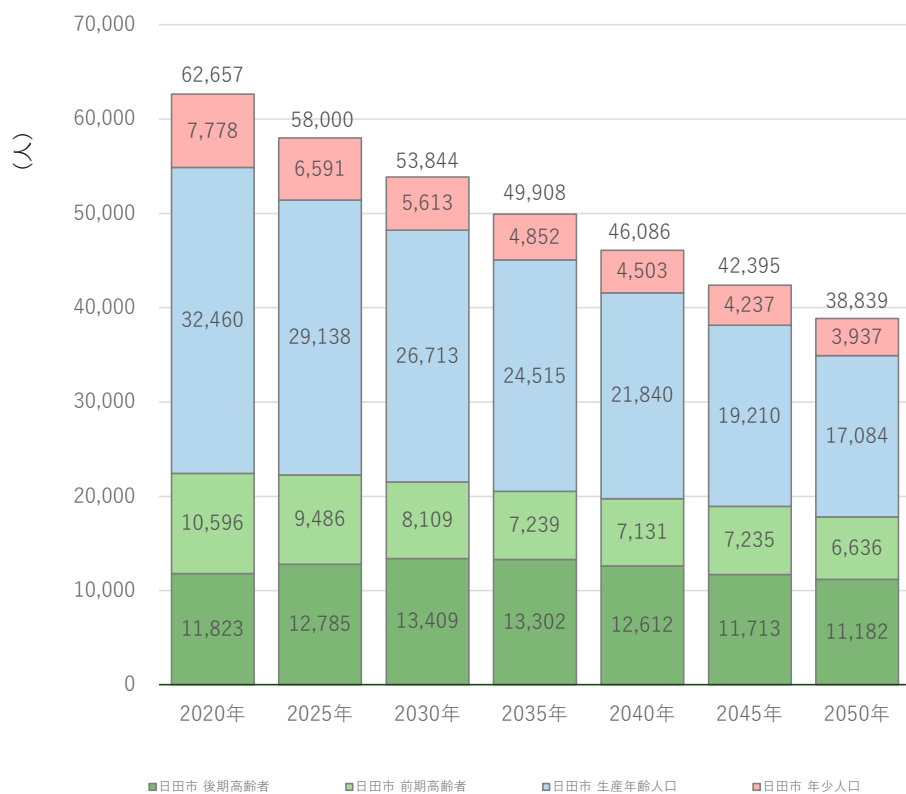


管内の概要について

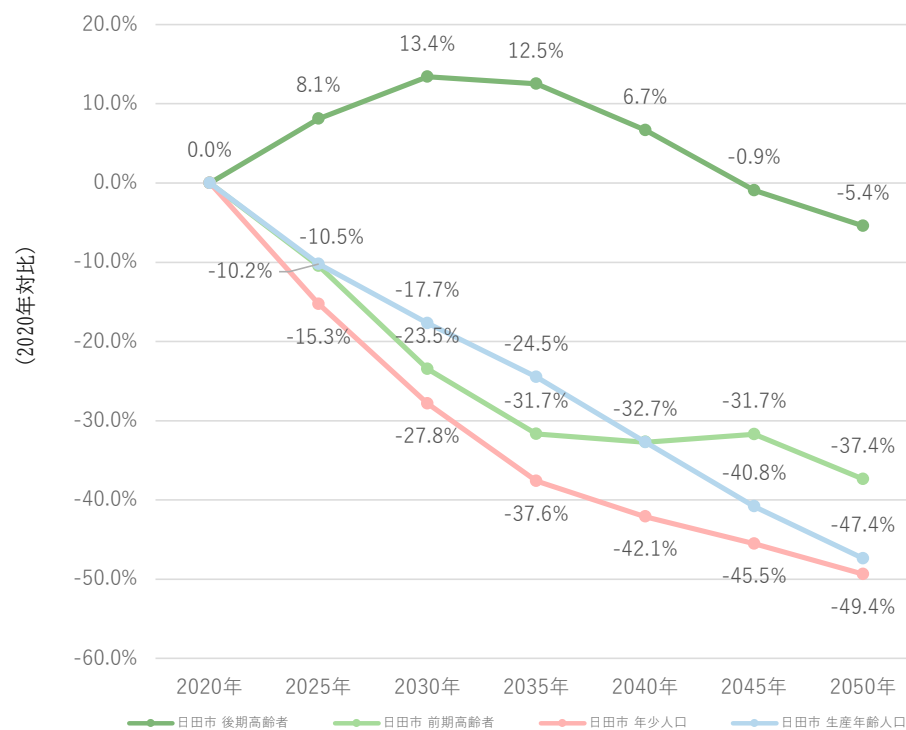
年齢区分別人口推計 日田市

- ・ 2050年までに生産年齢人口は47.4%の減少が見込まれている。一方で、後期高齢者人口は2030年をピークに13.4%増加し、その後減少に転じる見込みである。
- ・ 2050年頃に、高齢者人口が生産年齢人口を上回る見込みである。

年齢区分別の人口推計



年齢区分別の人口の増減率

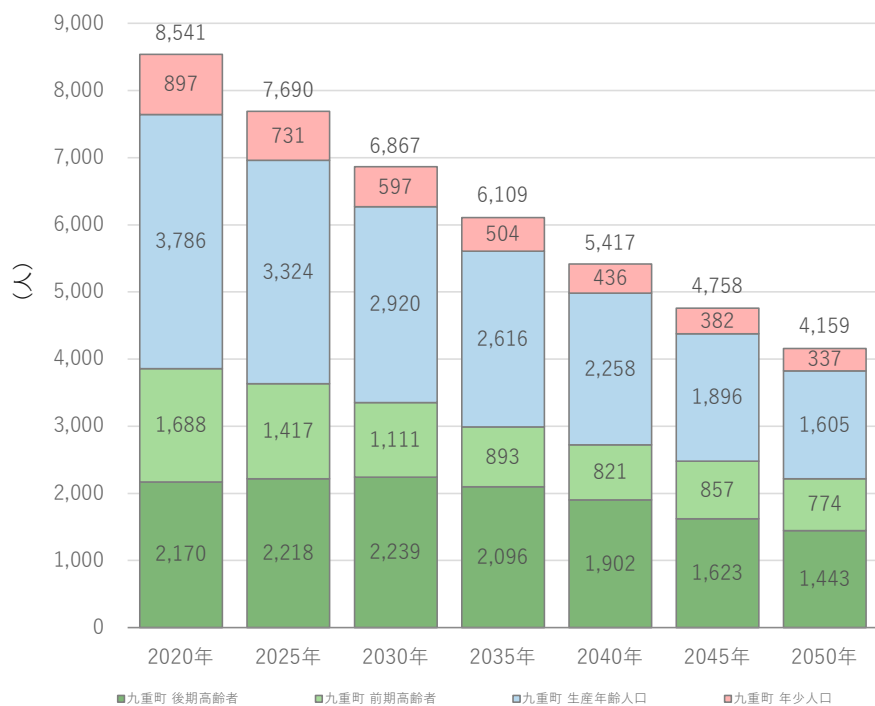


(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」)

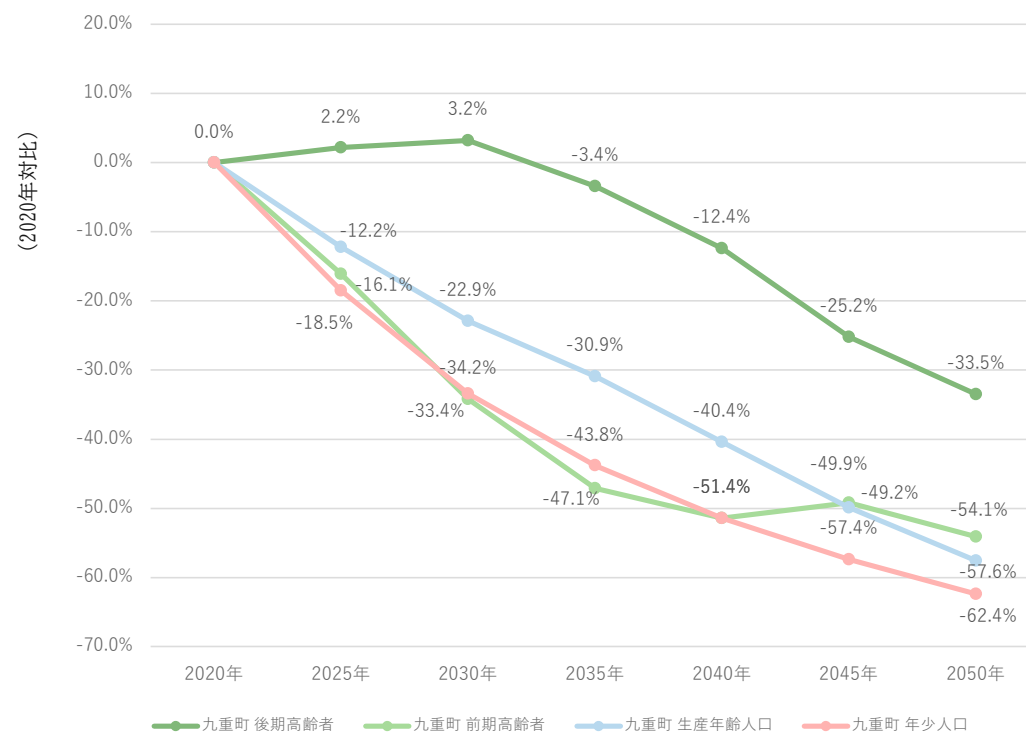
年齢区分別人口推計 九重町

- ・ 2050年までに生産年齢人口は57.6%の減少が見込まれている。一方、後期高齢者人口は2030年をピークに3.2%増加し、以降は減少に転じる見込みである。
- ・ 2025年時点で既に高齢者人口が生産年齢人口を上回っており、以降その差は広がることが見込まれている。

年齢区分別の人口推計



年齢区分別の人口の増減率

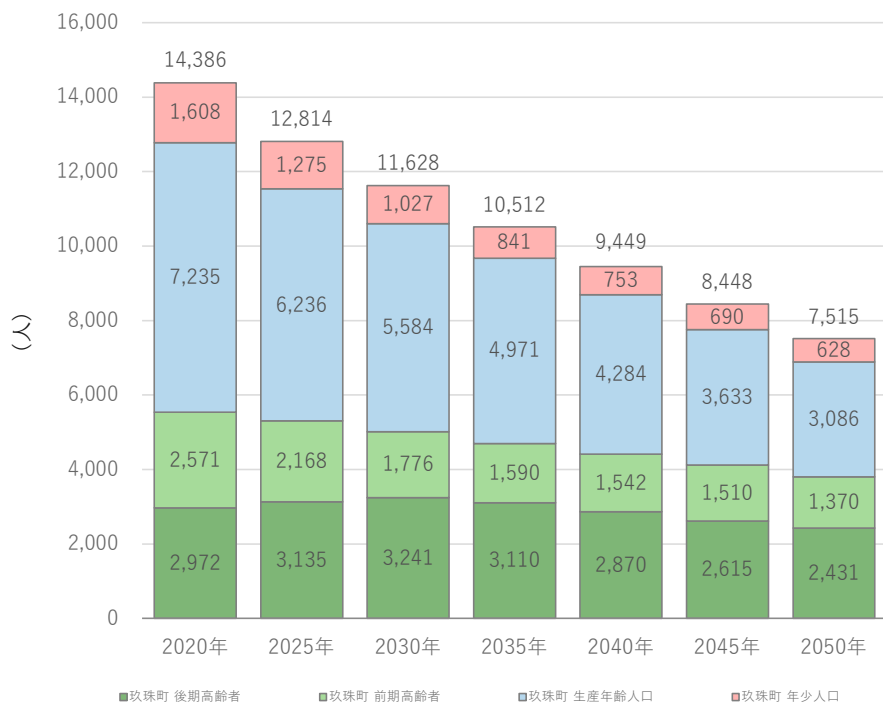


(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」)

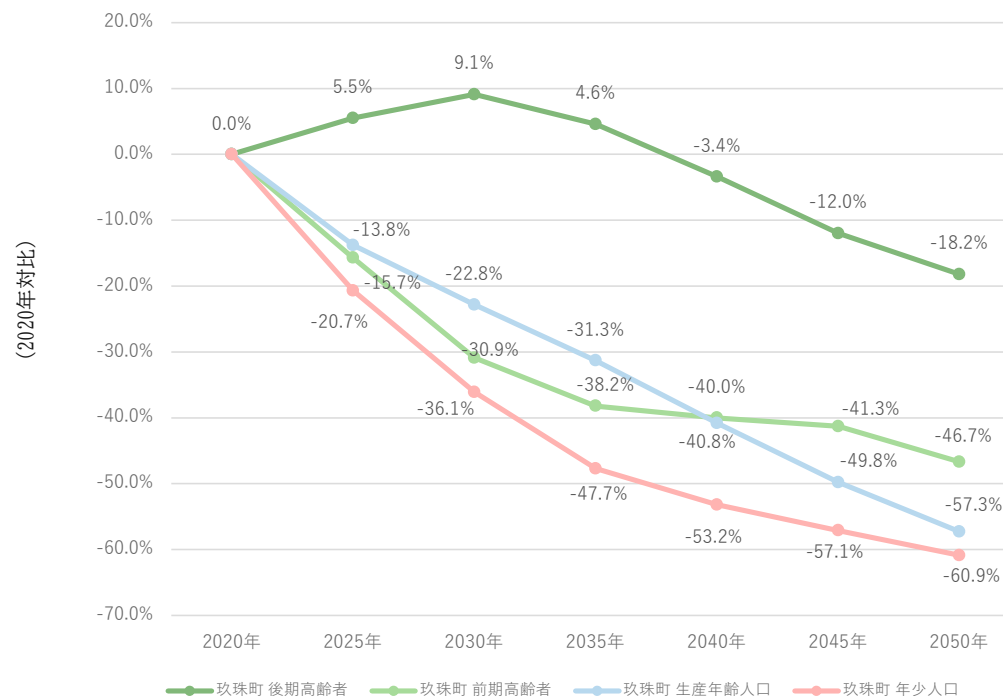
年齢区分別人口推計 玖珠町

- ・ 2050年までに生産年齢人口は57.3%の減少が見込まれている。一方、後期高齢者人口は2030年をピークに9.1%増加し、以降減少に転じる見込みである。
- ・ 2040年頃に高齢者人口が生産年齢人口を上回る見込み。

年齢区分別の人口推計



年齢区分別の人口の増減率

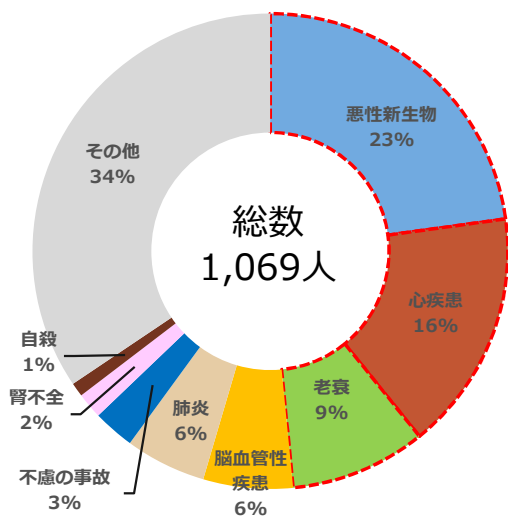


(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」)

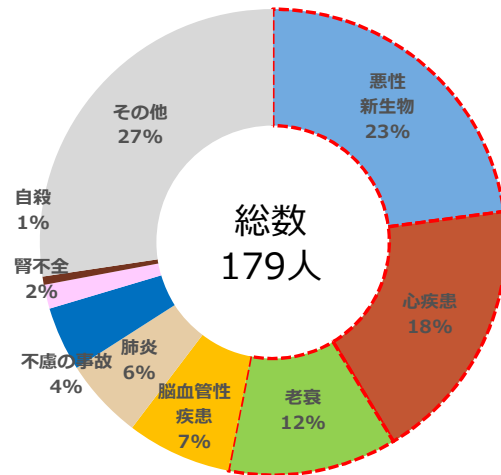
管内の主要死因別死亡割合（令和6年）

- ・令和6年の主要死因別死亡割合はどの市町も悪性新生物、心疾患、老衰の順に高い割合となっている。
- ・どの市町でも脳血管性疾患よりも老衰の死亡割合が高くなっている。
- ・九重町では心疾患の死亡割合が大分県、他市町と比較して高くなっている。

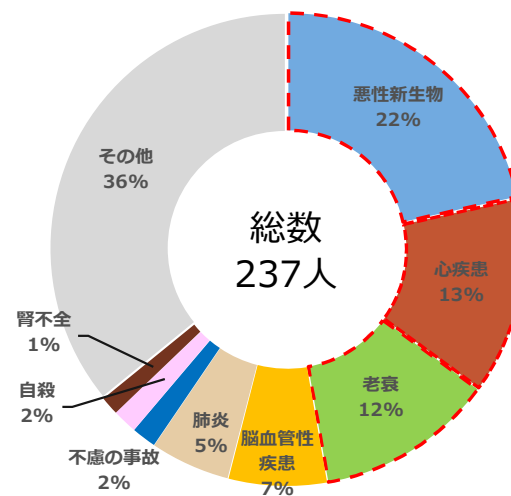
日田市



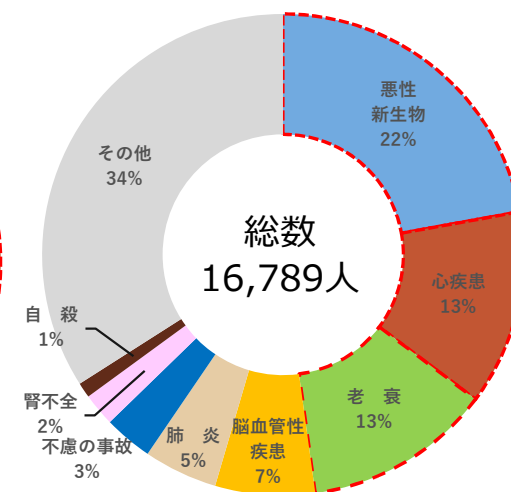
九重町



玖珠町



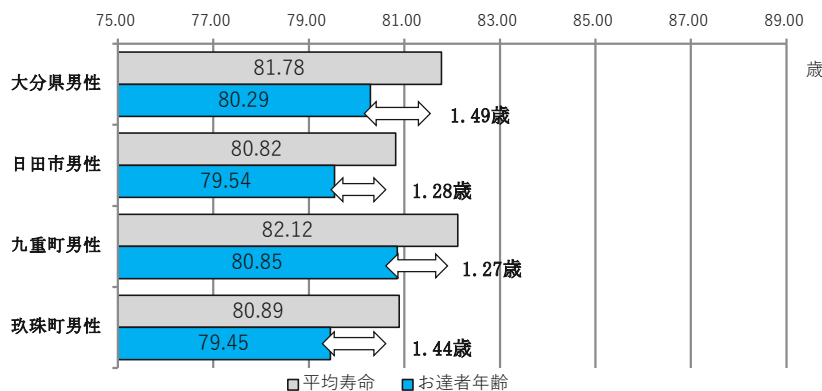
(参考) 大分県



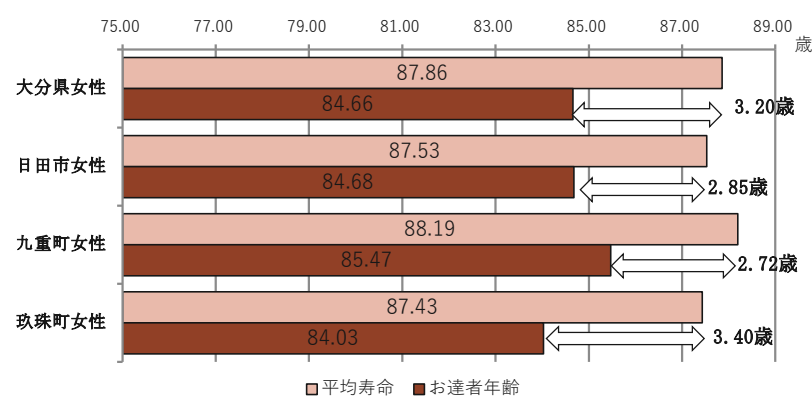
管内市町のお達者年齢（推移）

- ・「健康寿命」とは健康で過ごせる期間を示したもので、全国値と都道府県の値が3年に1回公表されている。市町村の人口規模が小さく、国と同様の調査による健康寿命の算出が困難なため、県では類する指標として「お達者年齢」を毎年公表している。
- ・平均寿命と健康寿命（お達者年齢）の差は「健康でない期間」を意味するため、この期間をなるべく短くすることが必要である。

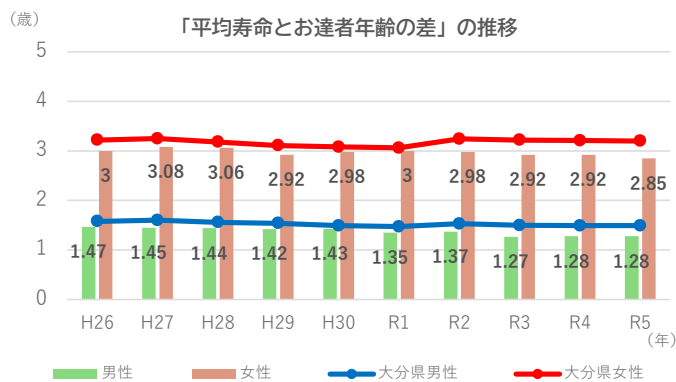
平均寿命とお達者年齢の差（男性）



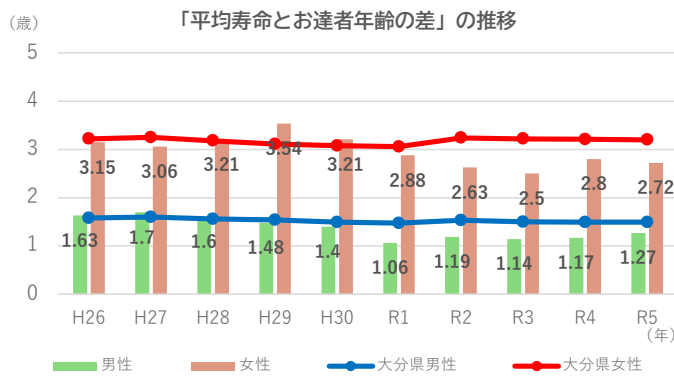
平均寿命とお達者年齢の差（女性）



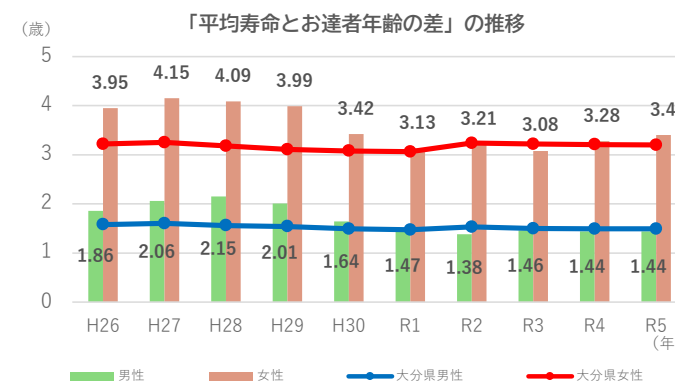
日田市



九重町



玖珠町



出典：厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報を利用し、大分県健康指標計算システムで集計

大分県の「健康寿命日本一」に向けた取組に係る評価体制

“大分県版”健康寿命評価体系の構築

課題

- ・「健康上の理由で日常生活に何か影響があるか」という**“主観的健康観”**で結果が出る
⇒ 分析・評価が難しく、対策が立て難い
- ・調査は**3年毎**、発表まで**2年のタイムラグ**あり

今後

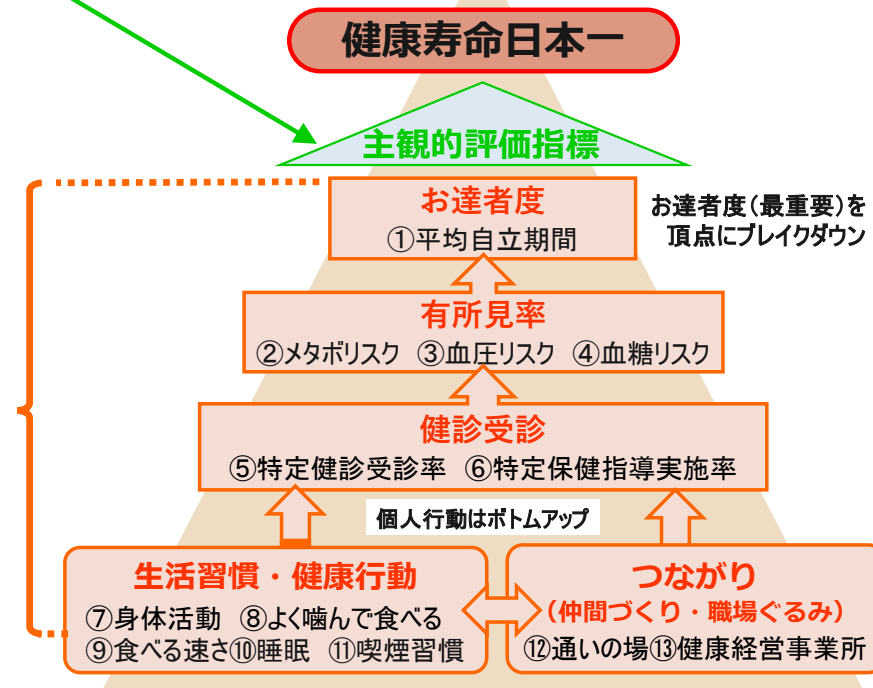
- ・**客観的評価指標**を設け、健康寿命の**評価体系**を構築し、評価向上施策を**市町村とともに推進**

客観的評価指標

- ◎ **18市町村ごとのスコアを公表**
⇒ **強み・弱み**が見える化
- ◎ **毎年度測定可能**
⇒ **タイムラグなく状況把握**



“男女そろって”日本一に向けた実効性ある評価体系へ



大分県の「健康寿命日本一」に向けた取組に係る評価体制

市町村の健康寿命補助指標（13項目）

1. お達者年齢…日常生活動作が自立している期間の平均
定義：介護保険の要支援1・2及び要介護1までの人を健康、要介護2～5を不健康（R1～R5平均：大分県健康指標計算システム）
2. 特定健診受診率（令和5年度：特定健診・保健指導実施状況 市町村国保）
3. 特定保健指導実施率（令和5年度：特定健診・保健指導実施状況 市町村国保）
4. メタボリックシンドローム該当者割合（令和4年度実施分 保険者協議会医療費・健診データ分析事業）
5. 血圧高値（130/85mmHg以上または服薬）該当者割合（令和4年度実施分 保険者協議会医療費・健診データ分析事業）
6. 空腹時血糖（100mg/dl以上）該当者割合（令和4年度実施分 保険者協議会医療費・健診データ分析事業）
7. 日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している者の割合（令和4年度実施分 保険者協議会医療費・健診データ分析事業）
8. 睡眠で休養が十分とれている者の割合（令和4年度実施分 保険者協議会医療費・健診データ分析事業）
9. 喫煙習慣のある者の割合（令和4年度実施分 保険者協議会医療費・健診データ分析事業）
10. 食べる速度が早い者の割合（令和5年度：県民健康増進課KDB 市町村国保）
11. 何でもかんで食べることができる者の割合（令和5年度：県民健康増進課KDB 市町村国保）
12. 通いの場（月1回以上の活動実績がある）への参加率（令和5年度：介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況）
13. 新健康アプリ「あるとっく」ダウンロード率（令和7年6月末時点 県民健康増進課調べ）

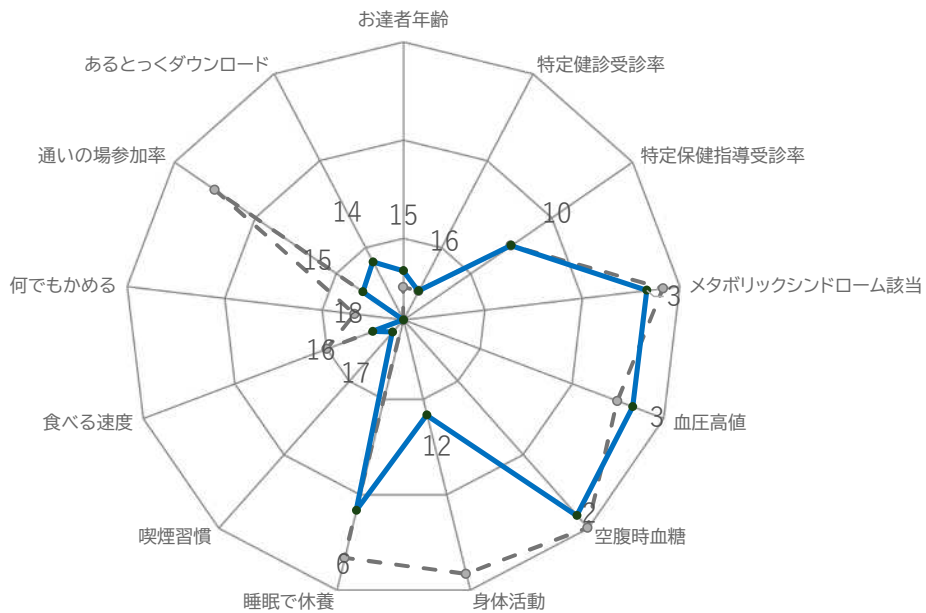
※順位スコアは、各項目でよい順位に並べ替え、その順位を市町村毎に加算したもの。（例：1位は1ポイント、18位は18ポイント）
数ポイントで順位が入れ替わることから順位のみ注目せず、上位～中位などの大まかな位置を把握することが望ましい。

「健康寿命日本一」に向けた取組に係る評価体制（日田市の県内順位結果）

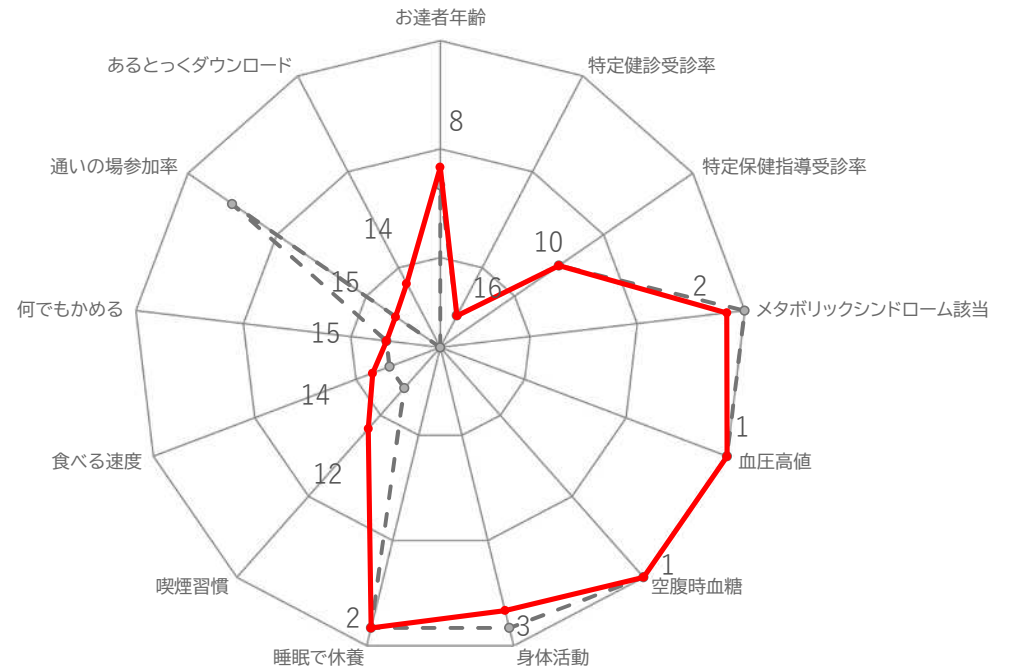
- ・男女とも「メタボリックシンドローム該当」、「血压高値」、「空腹時血糖」の指数は上位に位置している。一方、「特定健診受診率」、「食べる速度」、「何でもかめる」、「通いの場参加率」、「あるとっくダウンロード」の指標は下位に位置している。
- ・昨年度と比較し、男女の「通いの場参加率」、男性の「身体活動」の指数が大きく下降している。

日田市

【男性】



【女性】



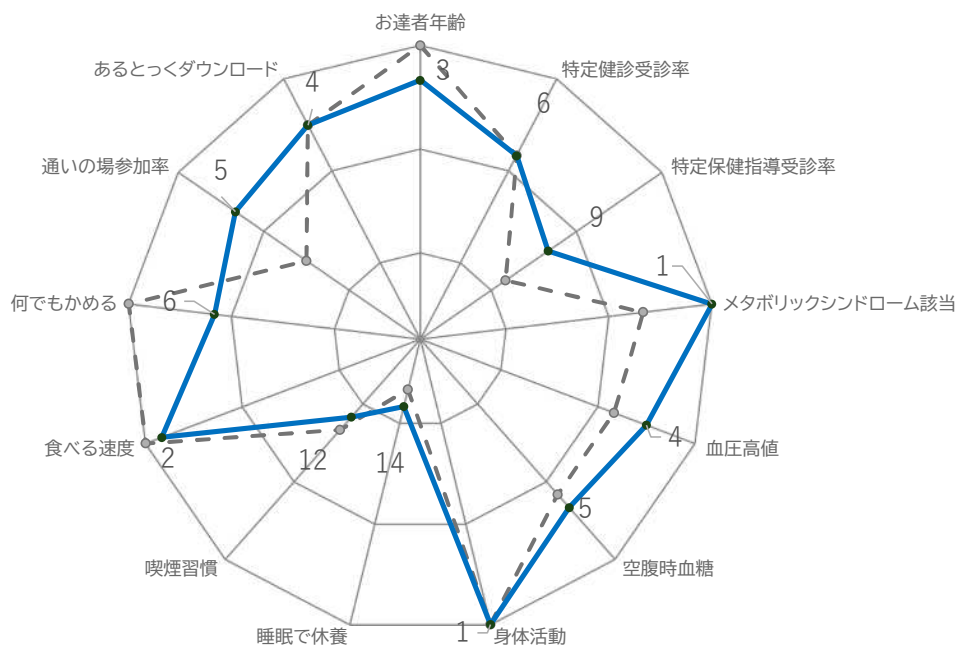
実線：令和7年8月公表
点線：令和6年9月公表

「健康寿命日本一」に向けた取組に係る評価体制（九重町の県内順位結果）

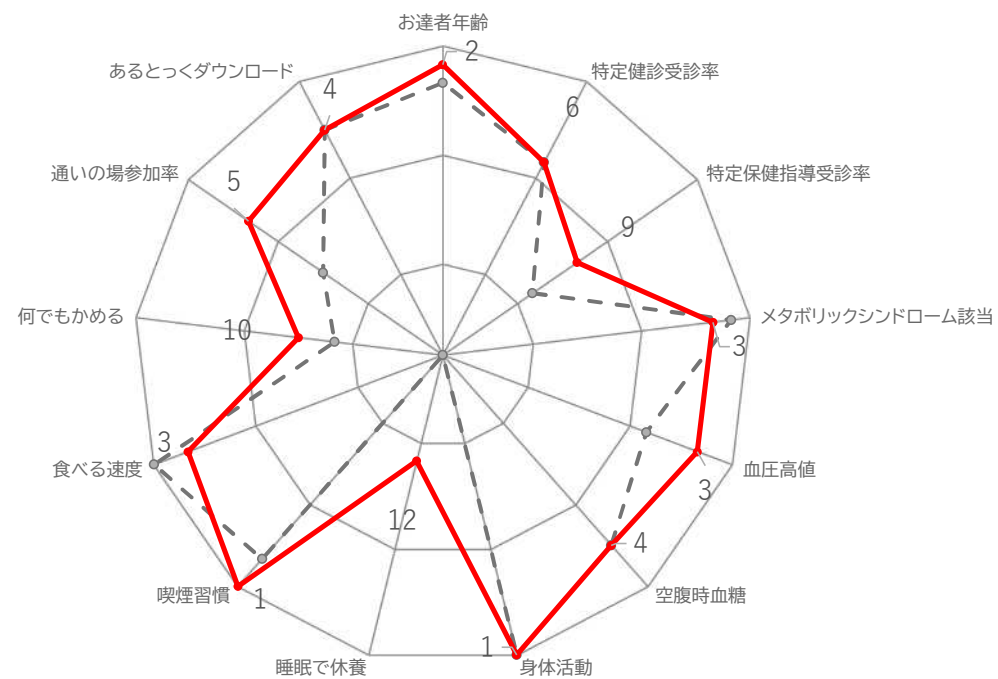
- ・男女とも「お達者年齢」、「メタボリックシンドローム該当」、「身体活動」、「食べる速度」の指標は上位に位置している。
- ・「睡眠で休養」の指標は男女とも下位に位置しているが、女性は前年より県内順位が上昇している。
- ・「通いの場参加率」は昨年と比較して順位が上昇し、男女とも県内5位となっている。

九重町

【男性】



【女性】



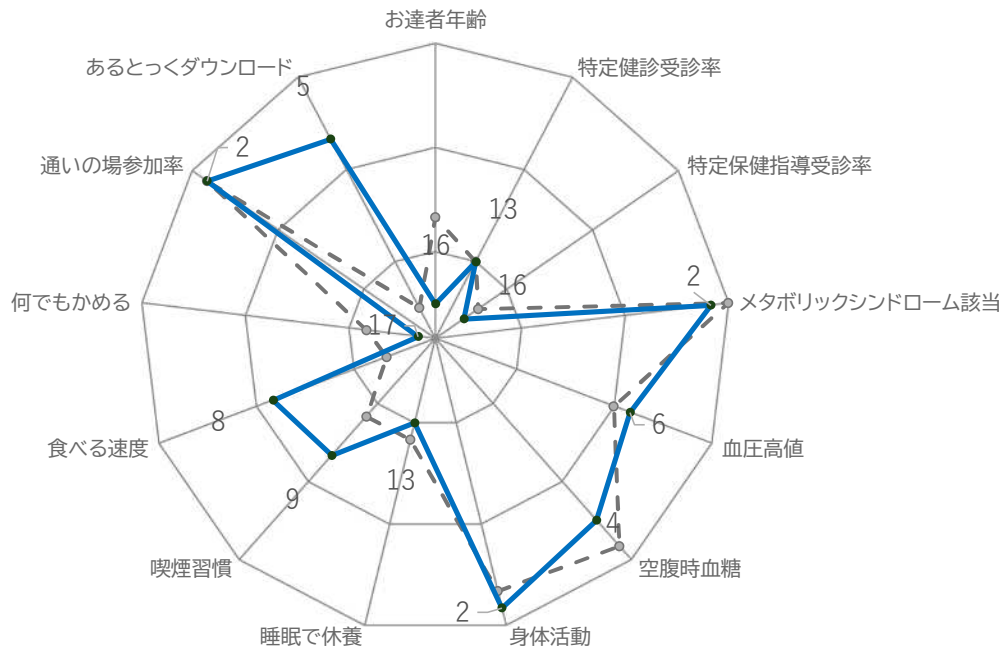
実線：令和7年8月公表
点線：令和6年9月公表

「健康寿命日本一」に向けた取組に係る評価体制（玖珠町の県内順位結果）

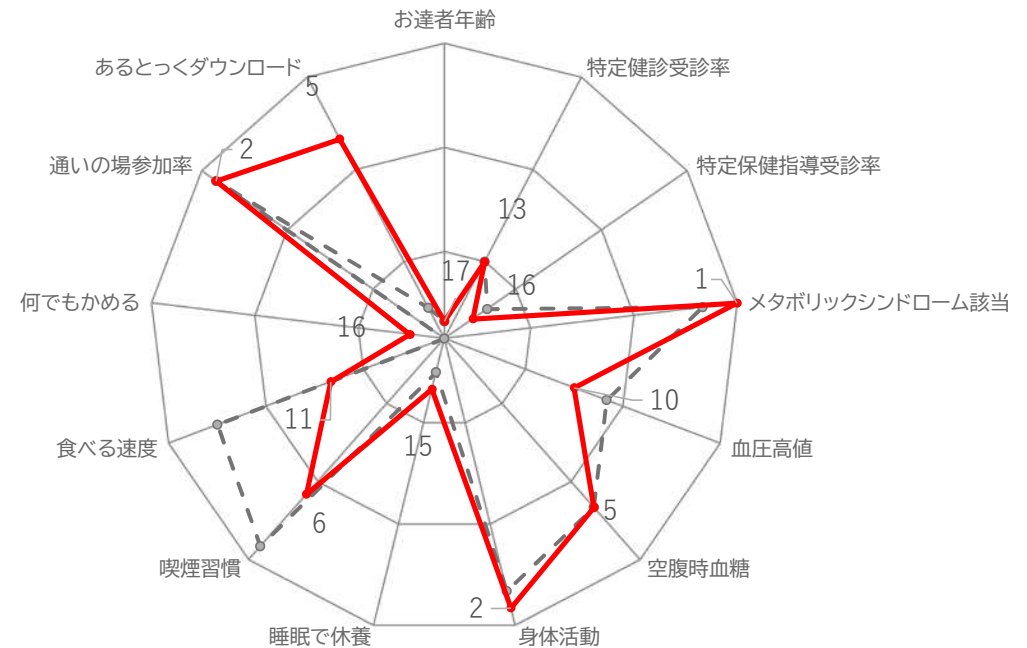
- ・男女とも「メタボリックシンドローム該当」、「身体活動」、「通いの場参加率」の指標は上位に位置している。
- ・一方、「お達者年齢」、「特定保健指導受診率」、「睡眠で休養」、「何でもかめる」の指標は下位に位置している。
- ・「食べる速度」、「喫煙習慣」の指標は、男性の県内順位が上昇したが、女性の県内順位が下降した。

玖珠町

【男性】



【女性】



実線：令和7年8月公表
点線：令和6年9月公表

市町村の健康寿命補助指標順位

※13つの指標をスコア化した表

【男性】

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	九重町	竹田市	姫島村	杵築市	玖珠町	日出町	由布市	国東市	豊後大野市	臼杵市	大分市	佐伯市	津久見市	豊後高田市	別府市	宇佐市	日田市	中津市
お達者年齢	3	7	1	2	16	4	9	8	6	13	5	12	18	10	17	11	15	14
特定健診受診率	6	4	1	3	13	15	7	2	9	5	17	8	10	11	14	12	16	18
特定保健指導受診率	9	6	13	1	16	5	11	8	3	7	17	2	15	4	14	12	10	18
METリックシフトロム該当	1	6	13	4	2	5	18	10	12	11	14	15	17	16	7	8	3	9
血圧高値	4	2	14	11	6	10	15	9	12	8	13	17	1	16	5	7	3	18
空腹時血糖	5	7	1	10	4	14	8	13	18	15	11	6	17	16	9	12	2	3
身体活動	1	4	18	13	2	15	10	8	6	17	14	3	11	5	16	9	12	7
睡眠で休養	14	8	1	16	13	18	3	15	7	4	2	5	11	9	17	12	6	10
喫煙習慣	12	18	5	15	9	2	10	6	16	8	1	7	4	14	3	13	17	11
食べる速度	2	6	13	4	8	3	1	12	5	10	7	17	18	9	15	11	16	14
何でもかめる	6	8	16	14	17	1	11	13	10	2	12	7	5	3	4	9	18	15
通いの場参加率	5	1	4	7	2	17	6	3	9	10	11	18	8	13	16	14	15	12
あるとっくダウンロード	4	11	1	10	5	6	8	13	9	15	3	18	2	12	7	16	14	17
総点数〔点〕	72	88	101	110	113	115	117	120	122	125	127	135	137	138	144	146	147	166

参考) 前年度順位

1位

9位

8位

【女性】

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	九重町	竹田市	姫島村	日田市	大分市	津久見市	国東市	臼杵市	玖珠町	佐伯市	由布市	日出町	杵築市	豊後高田市	別府市	豊後大野市	宇佐市	中津市
お達者年齢	2	5	1	8	6	18	4	7	17	15	12	9	14	3	13	16	10	11
特定健診受診率	6	4	1	16	17	10	2	5	13	8	7	15	3	11	14	9	12	18
特定保健指導受診率	9	6	13	10	17	15	8	7	16	2	11	5	1	4	14	3	12	18
METリックシフトロム該当	3	7	18	2	4	13	15	10	1	9	17	12	8	16	5	14	11	6
血圧高値	3	8	11	1	6	7	14	4	10	15	16	5	12	13	2	17	9	18
空腹時血糖	4	8	13	1	10	7	16	15	5	3	9	14	11	17	6	18	12	2
身体活動	1	5	18	3	15	8	11	17	2	4	10	13	14	6	16	7	12	9
睡眠で休養	12	7	3	2	1	10	16	8	15	6	4	13	17	5	18	11	9	14
喫煙習慣	1	14	8	12	9	5	2	4	6	3	10	7	15	11	18	13	16	17
食べる速度	3	5	2	14	6	1	8	13	11	18	7	10	4	17	15	9	16	12
何でもかめる	10	5	18	15	11	13	6	4	16	3	7	1	17	9	2	12	8	14
通いの場参加率	5	1	4	15	11	8	3	10	2	18	6	17	7	13	16	9	14	12
あるとっくダウンロード	4	11	1	14	3	2	13	15	5	18	8	6	10	12	7	9	16	17
総点数〔点〕	63	86	111	113	116	117	118	119	119	122	124	127	133	137	146	147	157	168


参考) 前年度順位

1位

6位

9位

出典：大分県健康増進室 健康指標（令和7年8月公表）



感染症動向について

西部保健所管内の感染症発生状況（全数把握）

- ・過去3年で2類感染症が1疾患、3類感染症が1疾患、4類感染症が2疾患、5類感染症が6疾患の発生となっている。
- ・令和6年は結核・梅毒の発生が増加していたが、令和7年は例年並みの発生数となっている。
- ・令和7年は過去2年間で発生のなかった百日咳の発生が9件と増加している。

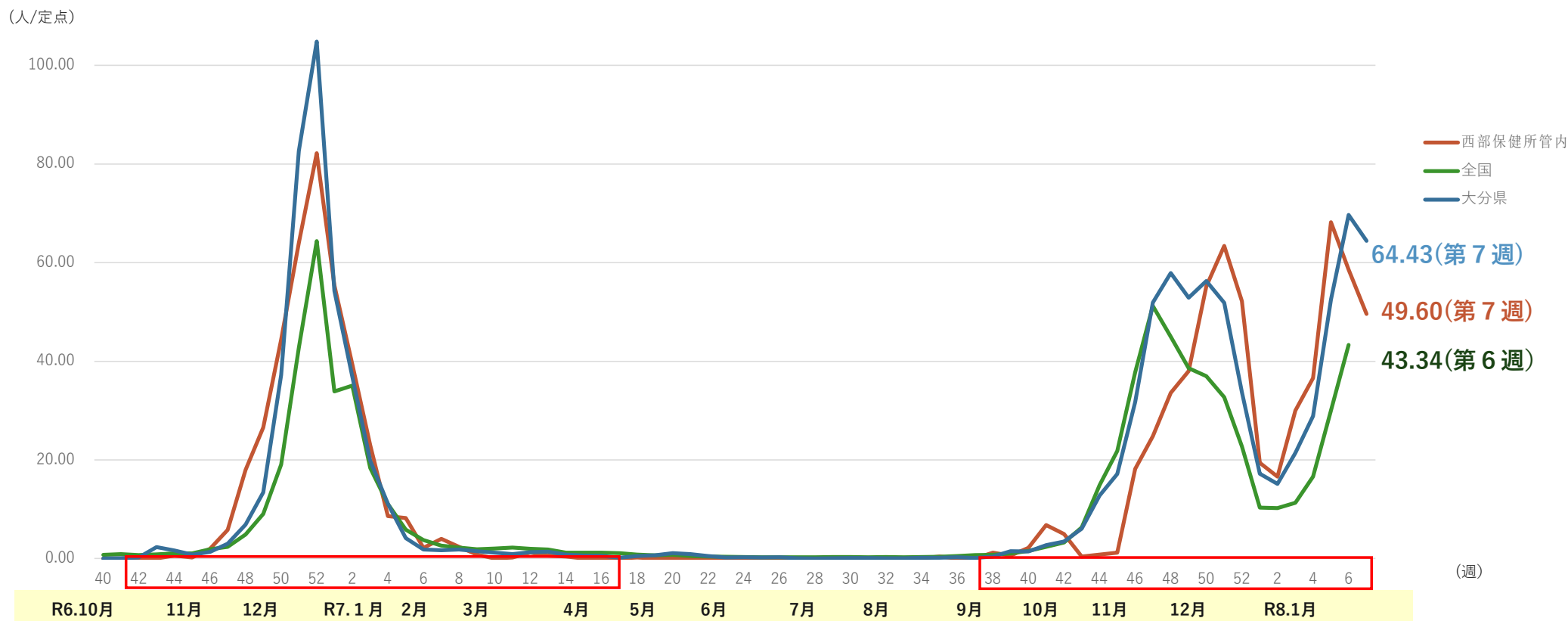
※各年1月1日～12月31日の発生状況

区分	疾患名	令和5年	令和6年	令和7年
1類	エボラ出血熱	-	-	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-	-	-
	痘そ	-	-	-
	南米出血熱	-	-	-
	ペス	-	-	-
	マールブルグ熱	-	-	-
2類	ラッサ熱	-	-	-
	急性灰白髄炎	-	-	-
	結核	6	14	8
	ジフテリア	-	-	-
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	-	-	-
	中東呼吸器症候群（MERS）	-	-	-
3類	鳥インフルエンザ（H5N1）	-	-	-
	鳥インフルエンザ（H7N9）	-	-	-
	コレラ	-	-	-
	細菌性赤痢	-	-	-
4類	腸管出血性大腸菌感染症	2	2	2
	腸チフス	-	-	-
	バラチフス	-	-	-
5類	レジオネラ症	1	-	-
	日本紅斑熱	-	-	1
5類	梅毒	3	10	5
	アメーバ赤痢	1	-	1
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	3	2	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	4	1
	破傷風	-	-	1
	百日咳	-	-	9
侵襲性肺炎球菌感染症	-	-	-	

出典：感染症サーベイランスシステム感染症発生動向調査システム「データ公開 年報及び週報」

インフルエンザ定点当たり報告数推移

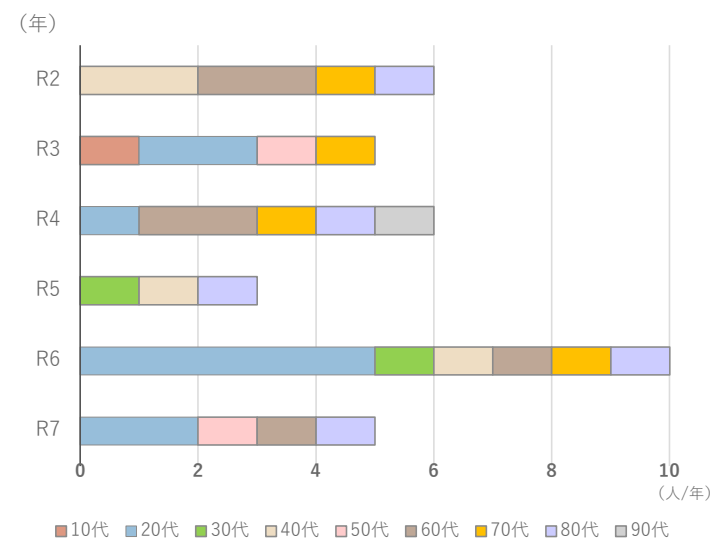
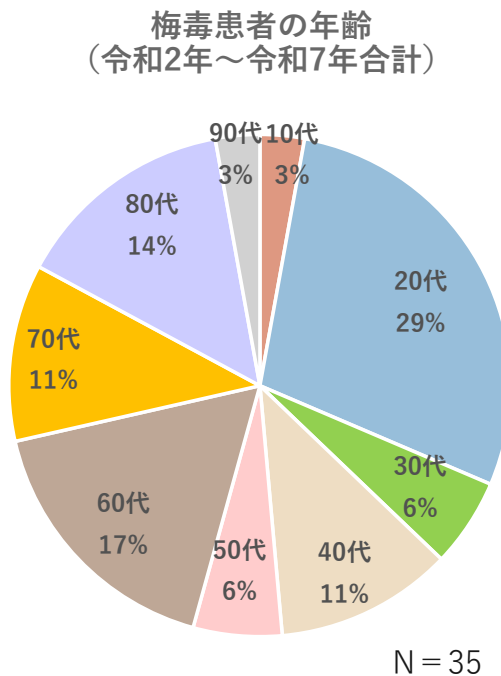
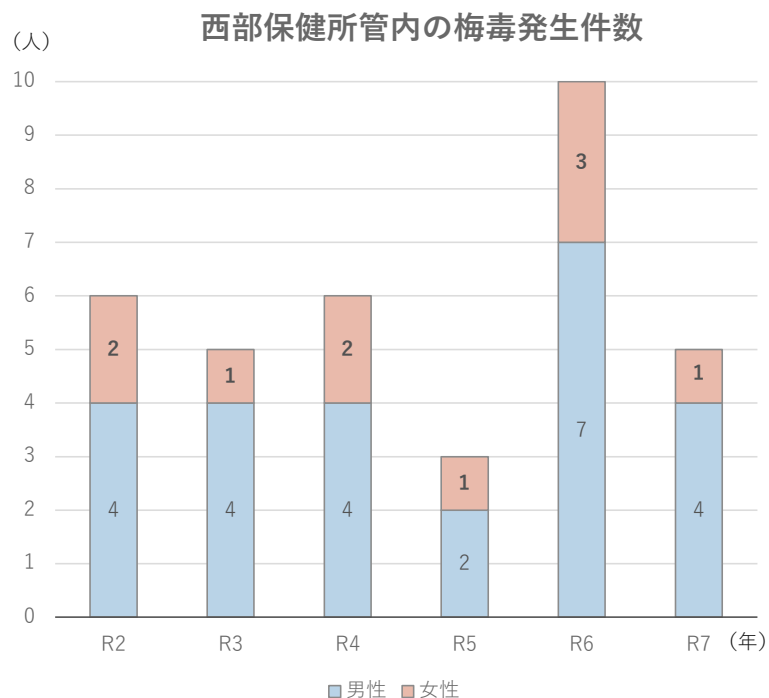
- ・インフルエンザ定点当たりの報告数は、前年と比較して流行の時期が4週ほど早い。
- ・令和7年第46週以降では、大分県が全国の定点当たり報告数を上回っている。第50週以降では、西部保健所管内が大分県の定点当たり報告数をさらに上回っており、高止まりの状況が続いている。



出典：感染症サーベイランスシステム感染症発生動向調査システム「データ公開週報」

梅毒の発生状況

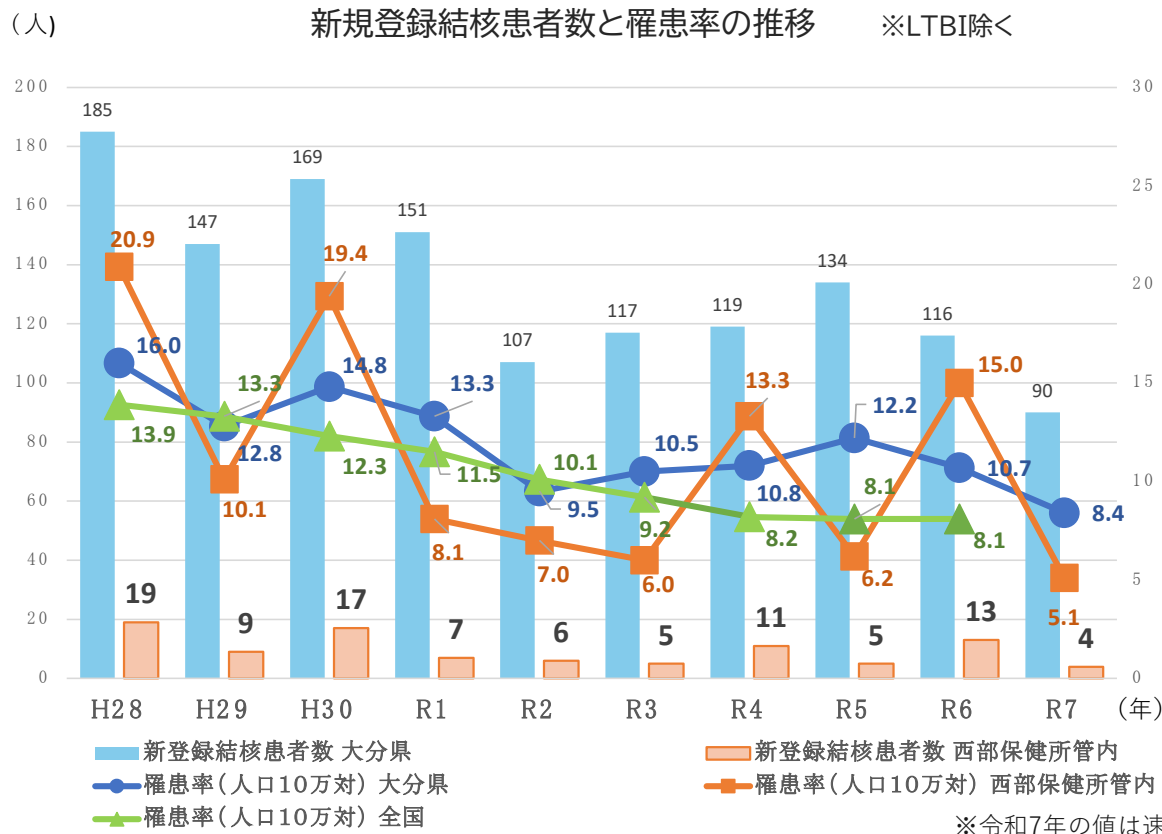
- ・西部管内では、令和6年に梅毒の発生件数が10件となっている。大分県内でも令和6年に梅毒の発生件数が過去最多となっている。
- ・令和2年～令和7年の累計では20代が最も多く、次いで60代、80代と続いている。近年の傾向としては若年層の報告割合が高くなっており、西部管内でも最多となった令和6年は、20代が全体の半数、令和7年は全体の40%を占めている。



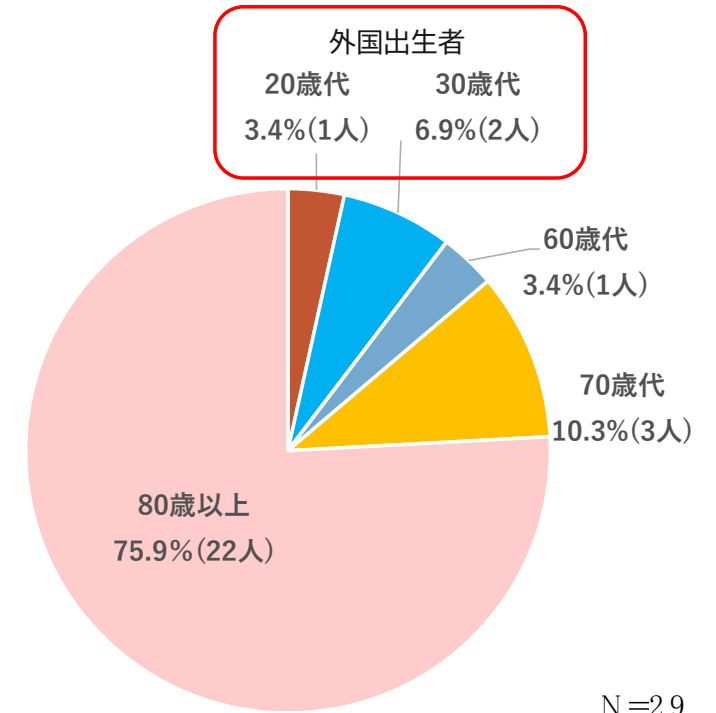
出典：感染症サーベイランスシステム感染症発生動向調査「全数報告（梅毒）」

結核の発生状況

- ・新規登録結核患者の罹患率は年によって増減はあるものの、年々減少傾向である。
- ・令和4年～令和6年の新規登録結核患者の年齢別割合では、80歳以上が全体の75%を占めており高齢患者が多い。20～30歳代の結核患者はいずれも外国出生者である。



新規登録結核患者の年齢別割合 ※LTBI除く (令和4～6年合計)



I-1 健康危機管理の拠点としての機能の充実 — 平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

- ・ 新興感染症の発生に備え、実地訓練等を通じて、医療措置協定に基づく医療提供体制や保健所の体制整備を行う。
- ・ 管内社会福祉施設での感染症集団発生件数減少、薬剤耐性菌や結核患者等のまん延防止・早期発見のため、医療機関や高齢者施設等での感染予防・まん延防止対策を推進する。
- ・ 頻発する自然災害の発生に備えた管内の体制整備に向け、地区保健医療福祉調整本部会議の立上訓練等を通じて、市町村や関係機関等との連携強化、対応力強化に努める。

I-2 健康危機管理の拠点としての機能の充実 — 食品衛生対策（営業施設の指導等）の推進

- ・ 健康被害の未然防止に向けて、食品事業者へのHACCPに沿った衛生管理の徹底と飲食店等への食中毒防止対策に取り組む。
- ・ 食の安全・安心を確保するため、食品表示適正化を推進するとともに、食物アレルギーに関する正しい知識の普及啓発に努める。

II-1 健康寿命日本一に向けた取組 — 健康づくりの推進

- ・ 関係機関と連携して食環境整備や健康アプリの活用を促進し、健康づくりを推進する体制づくりに取り組む。
- ・ 青壮年期及び高齢者の労働者が健康で長く働き続けられるよう、事業所の健康づくり支援等を通じて健康経営の質の担保を図る。

II-2 健康寿命日本一に向けた取組 — 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

- ・ 2040年に向けて、病床の機能分化・連携だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めた次期地域医療構想に向けた検討を行う。
- ・ 医療機関や社会福祉施設などと連携して、高齢者、難病患者及び障がい者など様々な対象者に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む。

III グリーンアップおおいの推進

- ・ 自然環境を守るのみならず活かして選ばれる視点を取り入れ、これまでの環境政策を継承しつつ、経済の発展も促していく取組を進める。
- ・ 流域の住民が親しみを感じることのできる豊かな水環境をつくり、水環境の保全を推進するため各種の取組を行う。
- ・ 不法処理防止連絡協議会を活用し、廃棄物の減量化・再資源化と適正処理を推進するとともに、建築物の解体作業によるアスベスト健康被害を防ぐため、アスベスト飛散防止対策を強化する。

IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

- ・ 県民の利便性向上を目指し、職員一人ひとりがICT等を活用して業務効率化を図り、保健所全体業務のBPR（既存業務の内容や流れの見直し）を推進する。

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

I-1 平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

現状と課題

- 保健所は健康危機管理の拠点として、新興感染症等の発生に備え、「健康危機管理対処計画（感染症編）」等に基づき、平時から医療提供体制や保健所体制の確保に努める必要がある。また、昨年度は、社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症等の集団発生が相次いで確認されたことや、薬剤耐性菌の一種であるカルバペネム耐性腸内細菌目感染症の患者・保菌者が報告されていることから、医療機関や社会福祉施設等における手指衛生の徹底など、管内全体の感染対策を強化する必要がある。さらに、新規結核患者の約9割を70歳以上の高齢者が占め、高齢者施設での二次感染が発生しているため、高齢者の結核対策の強化が必要である。
- 西部地域はその地形柄、これまで集中豪雨等により甚大な被害を受けている。保健所は、被災地域の医療・保健衛生ニーズを把握し、保健医療活動チームの活動を指揮調整する重要な役割を担っており、平時から市町や関係機関との連携をより堅固にし、有事には迅速に保健医療福祉活動を行える体制を常に整えておくことが重要である。特に地理的に保健所との距離がある郡部では、過去に交通網の遮断等も発生したことから、有事の対応に向けた体制強化が必要である。また、発災時における管内医療機関の情報把握については、緊急災害救急医療情報システム（EMIS）を活用しているが、R5年度の7月豪雨の際は、システム入力がない医療機関もあり、被災状況の把握に手間取ったという課題がある。

対策の概要

1 健康危機管理に備えた体制整備

- 第二種感染症指定医療機関や協定締結医療機関と連携した実地訓練の実施
- 協定締結医療機関の準備状況が把握できるチェックリストの作成
- 平時からの管内市町や関係機関との連携強化に向けた、健康危機管理連絡会議の開催
- 玖珠郡両町で自然災害が発生した際の地区保健医療福祉調整本部会議の円滑な立上げに向けた調整・訓練の実施

2 感染症の発生予防・拡大防止対策の推進

- 感染管理認定看護師や感染対策向上加算算定医療機関等と連携した感染対策の取組推進
- 社会福祉施設における感染対策強化のため、感染症研修会の開催等の実施
- 感染症の予防に向けた取組の促進
 - 住民向けの普及啓発の改善
 - 社会福祉施設に対する新たな周知啓発の取組

中期的目標(R11年度目標)

- 感染症法に基づく協定締結医療機関における協定内容の準備率 100%
- WHO戦略の手指衛生遵守に向けた対策を講じている医療機関 100%
- 感染リスクの低い早期に発見される結核患者 60%以上
- 社会福祉施設における感染症集団発生件数の半減（R6年度34件→16件以下）
- 災害発生時、EMISを自主的に入力する医療機関の割合 100%

目標指標

1 健康危機管理に備えた体制整備

- | | | |
|-------------------------|------------|-----------|
| (1) 協定締結医療機関の実地訓練参加率 | (R6 : 82%) | R7 : 100% |
| (2) 健康危機管理連絡会議の開催 | | 1回 |
| (3) 地区保健医療福祉調整本部会議の立上訓練 | 九重町・玖珠町 | 各1回 |

2 感染症の発生予防・拡大防止対策の推進

- | | |
|--|-------------------|
| (1) 手指衛生評価のため手指消毒量の評価・対策の実施率 | 60%以上 |
| (2) 感染症研修会の参加数（入所施設） | 22施設以上 |
| | (R6～R7累計参加率50%以上) |
| 研修受講済施設における自施設での取組実施率
（施設内での研修やマニュアルの見直しなど） | 80%以上 |
| 高齢者社会福祉施設における結核早期発見の取組の実施率 | 50%以上 |
| (3) 西部保健所HP閲覧数 | 対R6 2倍以上 |
| 施設概要書（フェイスシート）の整備率 | 100% |

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

I-2 食品衛生対策（営業施設の指導等）の推進

現状と課題

- 令和3年6月からHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害要因分析重要管理点）に沿った衛生管理が制度化された。HACCPは食中毒予防のための効果的な手法であり、その運用には記録の継続や計画の見直し等が重要となることから、引き続き導入と定着を推進していく必要がある。
また、令和5年度以降、管内で食中毒は発生していないが、全国的には加熱不十分な食肉による食中毒が多く発生していることから、健康被害の未然防止のため事業者や消費者への啓発が必要である。
- また、食品表示の不適正事例が発生していることや、今後も制度の改正等が想定されることから、事業者に向けて効果的な制度の普及と啓発を行う必要がある。さらに、食物アレルギー事故を防ぐため、食品取扱事業者等に食物アレルギーに関する正確な情報を提供していく必要がある。

対策の概要

1 HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策

- 更新手続きや立入調査時のHACCPの定着支援のための助言・指導
- 食肉を取扱う施設に対する、講習会での啓発及び立入による監視指導
- 食中毒発生時の危機管理体制の整備

2 食品表示・食物アレルギー事故対策

- 食品衛生責任者更新講習会等における事業者への食品表示適正化の指導
- リーフレット等を活用した食物アレルギー対策啓発

中期的目標（R11年度目標）

- 健康被害の未然防止に向けて、全ての食品取扱事業者にHACCPに沿った衛生管理を定着（営業許可対象施設：100%）
- 食中毒被害を最小とするため危機管理体制を確立し、今後5年間の食中毒による健康被害の発生を半減（対R2～6実績）

目標指標

1 HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) HACCPの定着支援をした営業施設数 | 400件以上 |
| (2) 食肉の生食用や加熱不十分な調理に関する監視指導件数 | 200件以上 |
| 食肉の生食による食中毒の発生件数 | ゼロ |
| (3) 食中毒対応シミュレーションの実施回数 | 2回以上 |

2 食品表示・食物アレルギー事故対策

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (1) 食品衛生に関する講習会における食品表示指導回数 | 10回以上 |
| 食品衛生講習会后アンケートの理解度 | 80%以上 |
| (2) 食物アレルギー啓発資料の配付 | 300部以上 |

II 健康寿命日本一に向けた取組

II-1 健康づくりの推進

現状と課題

- 大分県では健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目標として、令和6年3月に「第三次生涯健康県おおいた21計画」を策定し、各関係機関と連携した健康づくりの取組みを推進しているが、管内市町の「お達者年齢」（日常を自立して生活できる期間）の県内順位は、九重町が上位に位置しているが、日田市及び玖珠町は低順位であり、市町間格差が大きい。
※お達者年齢(H30～R4年平均)日田市：男性16位、女性9位 九重町：男性1位、女性3位 玖珠町：男性11位、女性17位
- 保健所では、調査により明らかとなった『男性の喫煙率の高さ』や『定期的な運動をしている者の割合が低さ』を重点課題として位置付け、生活習慣病の予防及び重症化予防に向け、働く世代を対象とした生活習慣の改善に向けた取組を行っている。また、健康に関心が低い対象者を効果的に支援するために、事業所における「健康経営」をより一層推進していくなど、「自然と健康になれる環境の整備」が必要である。これら従来の青壮年期への支援に加え、今後地域の重要な労働力となる高年齢の労働者が健康に長く働き続けられるための支援も重要である。
- 管内の自殺者数はここ数年横ばいで推移しているが、全国と比較して男性の自殺率が高く、こころの健康づくりへの取組みも強化していく必要がある。
※H30～R4年自殺の標準化死亡比（男性）日田市 123.7、九重町 122.3、玖珠町 108.0 （注）全国を100とした値

対策の概要

- 健康づくりを推進する体制づくり、環境整備**
 - 地域職域連携推進会議を核にした事業所支援
 - 食環境整備の推進（食の健康応援団の推進）
 - 健康アプリ「あるとっく」の普及と活用促進に向けた取組
 - 地域の協力店、ミッション増加に向けた働きかけ
 - 商工会等と連携した広報活動
 - 事業所禁煙サポート事業の普及
- 労働者の健康づくりの推進**
 - 事業所が主体的な健康づくりに取組めるための支援
 - 事業所セミナーの開催
 - かたらん会通信での好事例の情報発信
 - おおいた心と体の職場環境改善アドバイザー派遣事業の推進
 - 関係機関と連携した職場での転倒予防の推進への活用
 - 事業所を対象としたこころの健康づくり支援
 - 市町の事業所支援事業等との連携による事業所ぐるみの健康増進の取組支援

中期的目標(R11年度目標)

- 健康づくりを推進する体制づくり、環境整備**
 - 健康アプリ「あるとっく」ダウンロード件数 5,500ダウンロード
 - 各市町喫煙者割合（男性）▲2%（対R4年度日田市22.1% 九重町26.9% 玖珠町22.2%）
 - 食の健康応援団 新規登録店舗数 10カ所以上（R7年3月時点 22店舗）
- 労働者の健康づくりの推進**
 - 健康経営事業所認定事業所の認定率 50%以上（R7年4月時点 45.1%）
 - 「事業所ぐるみの健康増進の取組」の実施率 85%以上（R7年4月時点 74.6%）

目標指標

- 健康づくりを推進する体制づくり、環境整備**
 - 地域職域連携推進会議の開催 1回
 - 食の健康応援団（新規登録店舗数） 2カ所以上
 - 健康アプリ「あるとっく」ダウンロード件数 1,400ダウンロード以上
 - 事業所禁煙サポート事業実績 1事業所以上
- 労働者の健康づくりの推進**
 - 事業所セミナーの開催 1回以上 かたらん会通信発行 4回
 - アドバイザー派遣事業実績 3事業所以上
 - こころの健康づくりに取組む事業所数 1事業所以上
 - 健康経営事業所の認定率 46%以上
「事業所ぐるみの健康増進の取組」実施率 77%以上

Ⅱ 健康寿命日本一に向けた取組

Ⅱ－2 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

現状と課題

- 1 西部圏域の2023年度の総病床数は地域医療構想上の必要病床数に対して434床の余剰がある（休棟94床を含む）が、機能別では急性期・回復期・慢性期が余剰、高度急性期が不足している。西部圏域では他の圏域への患者流出（24.6%）が流入（12.5%）を上回っている状況で、特に福岡県への流出が目立つ状況であり、圏域を超えた連携が必要である。このような状況下で新たな地域医療構想を迎えるにあたり、2040年に向けて、病床の機能分化・連携だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めた検討が必要である。
- 2 国立社会保障・人口問題研究所によると西部圏域の高齢化率は2040年では44.1%まで上昇し、2050年には47.19%に達することが見込まれており、高齢化の進展に伴う、認知症高齢者、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加に適切に対応していくためには、地域包括ケアシステムの推進が必要である。また、高齢者だけでなく難病患者や精神障がい者など様々な対象者に対応した地域包括ケアシステムの構築が求められており、関係機関とネットワークを構築・強化するとともに、関係機関との連携・協働による支援体制の構築が必要である。

対策の概要

1 新たな地域医療構想に向けた取組

- (1) 西部圏域の課題の明確化と関係団体との共有
- (2) 病床の適正配置に向けた関係医療機関との協議

2 医療・介護連携の推進に向けた連携強化・資質向上

- (1) 難病患者、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、地域の関係者と地域課題の共有、取組方針の検討、取組評価を行う協議の場の確保
- (2) 在宅療養支援に係る看護職の連携促進や人材育成のための交流事業の実施
- (3) 在宅医療と連携推進会議の運営支援（作業部会、全体会）への参加による情報収集、ニーズ把握
- (4) 圏域市町担当者会議の開催による現状課題の整理、圏域としてのビジョンの共有と取組の横展開を図る。

中期的目標(R11年度目標)

- ・次期地域医療構想(2040年目標)に示される必要病床数の確保
- ・入院中の精神障がい者のうち1年以上の長期入院患者の割合 68%以下
- ・医療機関と在宅を結ぶ相互交流体験事業に参加した施設 100%

目標指標

1 新たな地域医療構想に向けた取組

- (1) 西部圏域医療構想の課題について郡市医師会等と協議 各1回以上
- (2) 県外圏域保健所との情報交換を行う 1回以上

2 医療・介護連携の推進に向けた連携強化・資質向上

- (1) 精神障がい者地域移行支援連絡協議会の開催 2回
- (2) 難病対策地域協議会の開催 1回
医療機関と在宅を結ぶ相互交流体験事業に参加する医療機関 60%以上

Ⅲ グリーンアップおおいたの推進

現状と課題

- 1 自然環境を守るのみならず、活かして選ばれる視点を取り入れ、これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策や環境保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発展も促していく取組「グリーンアップおおいた」の理念の一層の普及を進める必要がある。
- 2 筑後川水系の豊かな水環境を保全していくためには、NPO等と協働した取組が重要であり、また、合併浄化槽への転換、浄化槽の適正な維持管理の広報・啓発及び行政による浄化槽管理者への適切な指導が必要である。
- 3 管内の産業廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たない状況であり、不適正保管、不法焼却も散見されるため、廃棄物不法処理防止連絡協議会を活用し、関係機関が連携して廃棄物の適正処理を推進する必要がある。
- 4 大気汚染防止法の一部改正により、令和3年度からアスベストが含まれるレベル3建材(成形板等)を使用した建築物の解体作業基準が強化されたため、全国的に不適切な解体作業が確認されているため立入調査の強化が必要である。

対策の概要

- 1 環境を守り活かす担い手づくりの推進
 - (1) グリーンアップおおいた実践隊の登録促進等
 - (2) 地域環境団体等による「地域推進会議」の開催
- 2 豊かな水環境保全の推進
 - (1) 筑後川上流ネットを核とした豊かな水環境取組の支援
 - (2) 浄化槽管理者への適切な指導
- 3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進
 - (1) 不法処理防止連絡協議会の開催
 - (2) 重点監視施設(4か所)の立入監視・指導を実施
 - (3) 廃棄物不適正処理防止のための巡回監視を実施
- 4 アスベスト飛散防止対策の強化
 - (1) レベル3建材解体現場の立入調査を実施
 - (2) 建設リサイクル法届出解体現場等の巡回監視を実施

中期的目標(R11年度目標)

本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進めて「環境先進県おおいた」を目指す

- ・ 地域における環境保全団体と行政との情報共有や意見交換など、環境保全ネットワークの拡充
- ・ 廃棄物の適正処理を推進し、不適正処理件数を削減
- ・ 大気・水環境の保全のための対策を推進

目標指標

- | | | |
|-----------------------------|-------|---|
| 1 環境を守り活かす担い手づくりの推進 | | |
| グリーンアップ大分実践隊等の地域推進会議等の開催 | 1回 | |
| 2 豊かな水環境の保全の推進 | | |
| (1) イベント等での筑後川上流ネットによる広報・啓発 | 3回以上 | |
| (2) 浄化槽講習会の開催 | 3回以上 | |
| (3) 浄化槽講習会後アンケートの理解度 | 80%以上 | |
| 3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進 | | |
| (1) 不法処理防止連絡協議会の開催 | 1回 | |
| (2) 重点監視施設の立入監視・指導 | 12回以上 | |
| 4 アスベスト飛散防止対策の強化 | | |
| 建設リサイクル法届出解体現場等の巡回調査 | 4回以上 | 6 |

IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

現状と課題

- 1 県では、令和6年8月に「大分県職員デジタル行革行動指針」を策定し、限られた人員体制の中で、行政サービス水準を維持・向上させるため、全ての職員がICTツールを積極的に活用することとしている。保健所においても、多様化・複雑化する県民ニーズに対応するため、県民の利便性を第一として、業務のスピードと質の向上が求められており、令和5年度に「保健所DXプロジェクトチーム」を立ち上げ、デジタル化の取り組みを進めている。
- 2 西部保健所では、県民の利便性向上の目指し、一人ひとりがICT等を活用し業務効率化を図るとともに、保健所全体業務のBPR（既存業務の内容や流れの見直し）を推進する必要がある。

対策の概要

1 ICT等を活用した業務効率化の推進

(1) 健康安全企画課における取組

- ①ICTが標準的に活用されている環境に向けた人材育成
- ②キャッシュレス化、電子申請の利用促進周知

(2) 衛生課における取組

- ①オンラインでの相談予約システムの活用推進

(3) 地域保健課における取組

- ①研修会アンケート等の電子化の推進

2 保健所業務のBPRの推進

- (1) SNS等を活用した保健所業務の周知
- (2) 問合せフォームの作成及び周知
- (3) 窓口ペーパーレス化の検討

中期的目標(R11年度目標)

- ・ 行かない、書かない、迷わない窓口を実現による県民サービスの向上
- ・ 県民の利便性向上のため、キャッシュレス決済率 50%、電子申請が可能な手続は、電子申請率 80%を目指す（目標年度：令和11年度）

目標指標

1 ICT等を活用した業務の効率化の推進

(1) ICT研修の参加率及び理解度	参加率	100%
	理解度	80%以上
(2) キャッシュレス決済の利用率		15%以上
(3) 電子申請を導入した手続きの電子申請率		5%以上
(4) 玖珠食品衛生相談所における予約システム利用率		60%以上
(5) 研修会での電子によるアンケート等の実施割合		100%

2 保健所業務のBPRの推進

(1) SNSでの情報発信	投稿回数	月6回以上
(2) 既存印刷物等での周知		5回以上

目的

- 1 新興感染症の発生に備え、実地訓練等を通じて、有事に備えた医療提供体制の確保や保健所の体制整備を行う。
- 2 社会福祉施設での感染症集団発生を防止するため、施設内での感染予防・まん延防止対策を強化する。
- 3 感染管理認定看護師や感染管理地域連携カンファレンスと連携した感染対策の取組を推進する。
- 4 自然災害の発生に備えた管内の危機管理体制の整備に向け、地区保健医療福祉調整本部会議の立上訓練等を通じて、市町村や関係機関等との連携強化を図る。

実施内容

1 令和7年度新興感染症対応訓練（令和7年11月5日）

新興感染症発生時には、感染症法に基づく医療措置協定を締結している医療機関に患者の受入れを要請することとなるため、昨年度までの第二種感染症指定医療機関（済生会日田病院）を中心とした訓練から、今年度は協定締結医療機関における患者受け入れの強化を主眼とした訓練に内容を変更し、実際の医療機関（岩尾整形外科病院）をモデルとして、骨折の所見と新興感染症の疑いがある患者が搬送されたことを想定した実地訓練を実施した。

対 象：西部管内の医療機関及び関係機関職員（協定締結医療機関及び感染対策向上加算医療機関を対象）

内 容：発熱外来から入院するまでの一連の流れに係る実地訓練（発熱外来から入院病床までの動線確認、ゾーニング、感染拡大防止対策の確認）

2 令和7年度社会福祉施設向け感染症研修会（令和7年12月16日）

西部管内の社会福祉施設内における初動対応の見直しや体制の整備・強化を図るため、感染管理認定看護師を講師として招聘し、社会福祉施設（入所施設）に従事する職員を対象とした研修を実施した。

対 象：西部管内の社会福祉施設に従事する職員（入所の高齢者施設及び障がい者施設）

内 容：標準予防策に関する講義、感染症発生を想定した演習（感染症発生時の初動対応、濃厚接触者のゾーニング等）

3 感染管理認定看護師と連携した感染対策向上の取組

感染管理認定看護師と連携し、高齢者福祉施設（2施設）の施設内ラウンドを行い、個人防護具の使用や排泄ケア物品の適切な取扱いなどの基本的な感染予防策について実地指導を行った。また、医療法に基づく立入検査の場を利用し、医療機関における手指衛生の現状評価を行い、課題解決に向けた取組を検討した。

医療機関の医師、薬剤師、看護師等が参加して、院内感染対策や連携強化を目的に開催される感染管理地域連携カンファレンス（年4回開催、主催：済生会日田病院）に参画し、麻しん及び結核発生時の医療機関における対応や感染対策について確認した。

4 令和7年度地区保健医療福祉調整本部立上訓練（令和7年6月1日：西部保健所（日田市）、11月11日：九重町保健福祉センター、12月25日：玖珠美山高校）

今年度から、大規模災害時に被災地域において保健・医療・福祉チームの活動調整、情報収集・分析、受援体制の総合調整を行う「地区保健医療福祉調整本部」が制度化されたことに伴い、九重町及び玖珠町における地区調整本部の設置施設を確保するとともに、管内市町で大規模災害が発生したことを想定した、地区調整本部の立上訓練を実施した。

実施評価及び目標達成状況

1 令和7年度新興感染症対応訓練

- ・協定締結医療機関の参加率：全施設 52.8%（19/36施設）、病床確保施設 100%（12/12施設）※日中に実施したことや入院受入訓練であったため、発熱外来のみの参加者が少なかった。
- ・実際の医療機関現場において、患者受け入れ時の感染対策や動線、ゾーニングを中心とした訓練を実施したことにより、参加医療機関からは「新興感染症患者を受け入れる際の参考となった」等の感想があり、新興感染症への対応力強化につながることを期待される。

2 令和7年度社会福祉施設向け感染症研修会

- ・21施設25名の社会福祉施設職員が参加した。（32.8%、21/64入所施設）
- ・研修会アンケートからは、「研修内容を施設の取組に生かすことができそう」、「実際に施設内の初動対応を見直したい」との意見が挙げられた。
- ・今後は実際に初動対応の見直し（マニュアル改定等）がなされているかの確認を進める。

3 感染管理認定看護師と連携した感染対策向上の取組

- ・施設ラウンド結果のフィードバックを踏まえ、対象施設におけるマニュアルの見直しや環境整備につながった。また、社会福祉施設向け感染症研修会では、ラウンド結果を基に研修内容を企画したことで、研修会参加施設の感染対策の知識の向上につながった。
- ・現状では各医療機関の手指衛生は、入院患者1人あたりの1日の手指衛生回数が5～13回程度とWHOが推奨する20回を大きく下回っていた。手指衛生を推進するための取組に関しては「評価の仕組みがない」や「感染対策委員会などの組織的な取組体制がない」などの課題が把握できたため、今後、必要な取組を実施する。
- ・感染管理地域連携カンファレンスに、29医療機関51名が参加し、麻しん及び結核発生時に備えた対応を再確認した。

4 令和7年度地区保健医療福祉調整本部立上訓練

- ・地区調整本部を設置する施設に応じた、立ち上げに向けた初動対応の課題を確認できた。

中期的目標の達成度（令和11年度目標）

- 1 感染症法に基づく協定締結医療機関における協定内容の準備率（目標：100%） R7:47%（8医療機関/17医療機関）※立入検査で確認済の医療機関ベース
- 2 社会福祉施設における感染症集団発生件数の半減（目標：対R6年度半減⇒17件未満） R7：36件（R8.2.10現在）
- 3 WHO戦略の手指衛生遵守に向けた対策を講じている医療機関（目標：100%） R7：25%
- 4 感染リスクの低い早期に発見される結核患患者（目標：60%以上） R7：25%

次年度への課題、取組みの方向性

- 1 令和8年度も引き続き協定締結医療機関を対象として新興感染症患者の受け入れ訓練を実施し、第二種感染症指定医療機関（済生会日田病院）との連携も踏まえ、感染対策の向上に取り組む。また、令和8年度は社会福祉施設における新興感染症対応訓練を実施予定であり、社会福祉施設との一層の連携強化を図る。
- 2 今年度は社会福祉施設等における感染症の集団感染が多く発生したため、引き続き感染対策研修会を実施し、早期からの感染症まん延防止策の強化に努める。また、研修会に参加する施設が固定化してきているため、これまでの研修へ不参加の施設に対して研修参加への働きかけを行う。
- 3 医療機関の手指衛生の取組状況に差があるため、全ての医療機関で適切な手指衛生が行われるような取組が必要がある。このため、各医療機関の組織的な取組及び具体的な取組方法や好事例を共有するための研修会等を開催し、地域全体で取組みを推進する。
- 4 地域の感染対策を推進する上で重要な役割を担う感染管理認定看護師が管内に1名と他圏域に比べ少ないため、今後、取組を充実するために人材確保が必要である。
- 5 立上訓練を通じて把握した課題に対応するため、地区調整本部の初動マニュアルを作成し、引き続き訓練を実施する。

令和7年度新興感染症対応訓練

協定締結医療機関における患者受け入れに係る対応力を強化するため、実際の医療機関（岩尾整形外科病院）をモデルとして、骨折の所見と新興感染症の疑いがある患者が搬送されたことを想定した実地訓練を実施した。

対象：西部管内の医療機関及び関係機関職員（協定締結医療機関及び感染対策向上加算医療機関 計37医療機関）

内容：発熱外来から入院するまでの一連の流れに係る実地訓練（発熱外来から入院病床までの動線確認、ゾーニング、感染拡大防止対策の確認）

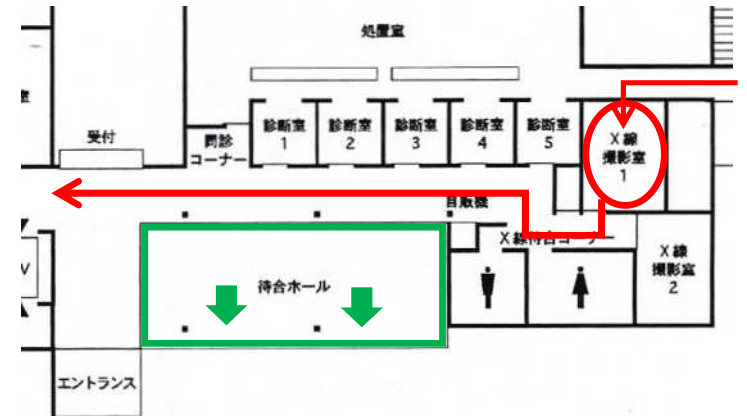
◆ 実際の訓練の様子



訓練で実施した動線、ゾーニング及び清潔物品の配置について 感染症認定看護師による振り返りと評価を行った。

◆ 動線分離

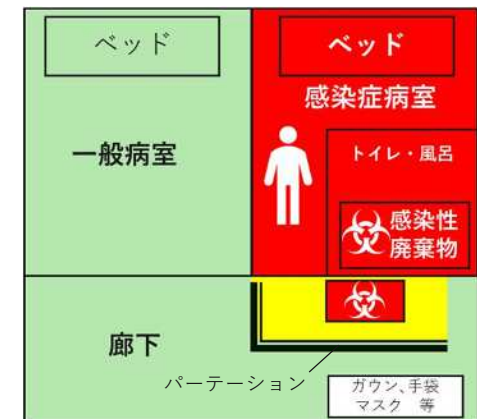
（例）新興感染症患者が待合ホール横の通路を通るため、外来患者をホールの窓際に誘導した。



◆ ゾーニング

病原菌やウイルスの存在するエリアとそうでないエリアを分けること。明確に分けることで不用意な立ち入りを制限する。

- レッドゾーン：ウイルスが存在
⇒ 感染患者が在室する部屋や行動する範囲
- イエローゾーン：ウイルスが存在する可能性がある
⇒ 中間ゾーン、防護服の脱衣場所等
- グリーンゾーン：ウイルスが存在しない
⇒ 感染の可能性のない人のエリア
通常業務の実施や衛生資材の保管場所



社会福祉施設向け感染症研修会

社会福祉施設内における初動対応の見直しや体制の整備・強化を図るため、感染管理認定看護師を講師として招聘し、社会福祉施設（入所施設）に従事する職員を対象とした研修を実施した。

- 対象：西部管内の社会福祉施設に従事する職員（入所の高齢者施設及び障がい者施設）
 内容：標準予防策に関する講義、感染症発生を想定した演習（感染症発生時の初動対応、濃厚接触者のゾーニング等）

1 標準予防策に関する講義・グループワーク

- ①手指衛生について
 - ・効果的な手指衛生の実施方法について、タイミングや方法 等
- ②个人防护具（PPE）について
 - ・適切な个人防护具の選択について
 - ・个人防护具の選択に関するグループワーク
- ③環境整備について



个人防护具の選択に関するグループワーク結果

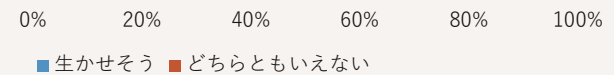
2 感染症発生を想定した演習

- ①施設入所者が感染症罹患した際の初動対応について
 - ・施設内及び保健所への連絡体制の確認
 - ・施設対応職員の確保
- ②施設内のゾーニングについて
 - ・感染者・濃厚接触者の部屋の配置
 - ・感染対策物品の配置



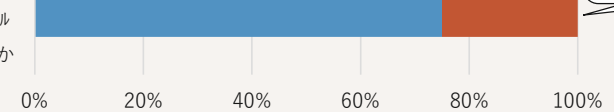
※参加者アンケート

研修内容を各施設の取組に生かせそうか



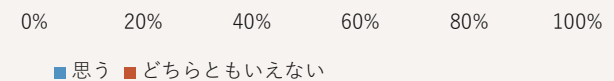
【どちらともいえない】
 勉強や経験が不足している為。
 ただし、できていることや更にできることに目を向けてチャレンジしたい。

施設の感染症訓練研修で初動対応に関するを行いたい



【どちらともいえない】
 ・現状は不明
 ・現在、実施できている

施設の感染症マニュアルを見直そうと思うか



【どちらともいえない】
 ・現状は不明
 ・随時更新しているため

感染管理認定看護師と連携した取組

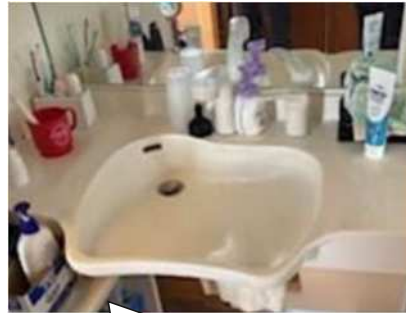
高齢者施設内ラウンド(実地指導)

- (目的) 各施設の感染対策の現状評価するとともに、ゾーニングや個人防護具の取扱い等の理解を深め、施設の感染症対応力の向上につなげる。
(対象施設) 高齢者入所施設(2施設)
※感染症対応力強化リーダー育成研修会に参加し質問等があった施設

<内容>

① 事前に感染対策チェック表による自己評価

評価項目：組織体制
利用者・職員の健康管理
標準予防策・環境整備
感染経路別予防策



② 感染管理認定看護師による施設内ラウンド

改善策等について意見交換

③ 結果のフィードバック

濡れたままの陰部洗浄ボトル(不潔物品)が清潔な手洗いスペースに置かれている
物品が多く清掃しづらい
→埃が溜まったり、カビ繁殖の原因になる
水回りは悪影響を及ぼす細菌が存在するため要注意
【改善策】
・陰部洗浄ボトルは、不潔な物品として専用スペースで洗浄、乾燥、管理する
・清掃しやすいように整理整頓する

ラウンド結果は社会福祉施設向け感染症研修会の内容に反映

医療機関における手指衛生の現状評価



手指衛生(手指消毒・手洗い)は最も効果的な感染対策

病原微生物は手指を介して伝播されることが多いため重要な標準予防策
全ての医療従事者や介護者等が、適切な手技とタイミングで手指衛生を実践することが大切

WHOは、医療機関における手指衛生の遵守率改善・取組推進のため、実施すべき「手指衛生の5つのタイミング」や、入院患者1人あたり20回/日の手指消毒を推奨している

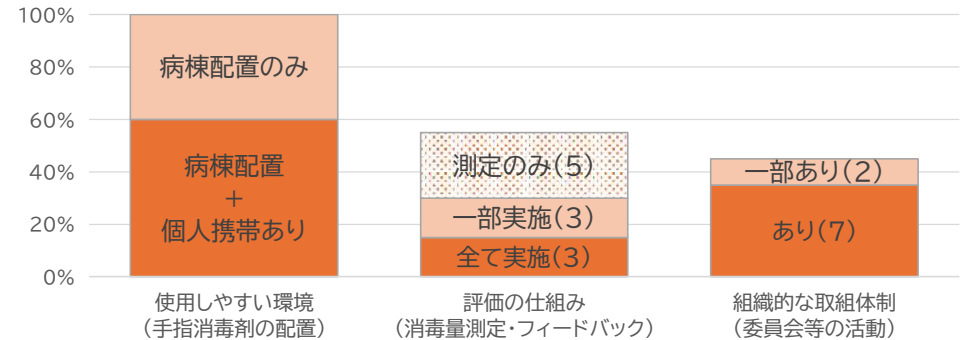
手指衛生の5つのタイミング



管内医療機関(R7)
5~13回

※資料:WHO「医療における手指衛生についてのガイドライン」

手指衛生改善のための主な取組状況 (N=20)



感染管理認定看護師について

感染管理認定看護師とは

- 感染管理に関する専門的な知識と技術を持つ看護師
- 看護師として5年以上（うち3年以上は感染管理分野）の実務経験があり、日本看護協会が定める一定期間の教育課程を修了し、認定を受けている

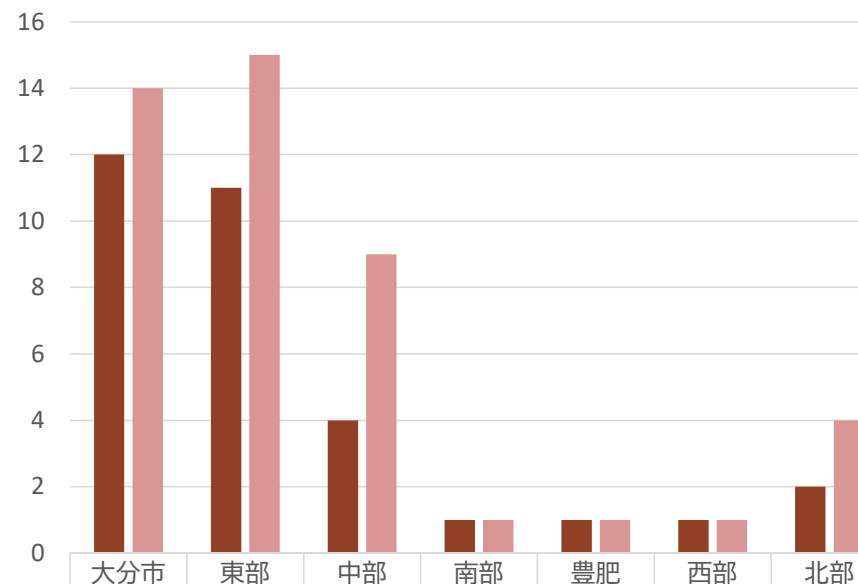
感染管理認定看護師の主な活動内容

- ✓ 医療関連感染の発生状況の把握・分析・評価
- ✓ 医療関連感染の予防・管理システムの構築・ケア改善
- ✓ 職員への感染対策に関する指導・教育研修
- ✓ 地域の連携医療機関・施設への助言・指導
定期的なカンファレンス開催、実地指導など
- ✓ 行政等との連携による地域の感染対策向上の取組



実地指導の様子

県内の感染管理認定看護師の状況（R7.4.1時点）



	大分市	東部	中部	南部	豊肥	西部	北部
認定看護師が所属する病院数	12	11	4	1	1	1	2
認定看護師人数	14	15	9	1	1	1	4
【参考】病院数	53	33	8	8	6	20	21

R7認定看護師受講予定	3	1	0	1	1	0	1
-------------	---	---	---	---	---	---	---

目的

令和3年6月からHACCP（※）に沿った衛生管理が制度化され、食中毒発生の危険性は低下しているものの、実際に食中毒が発生した施設では不適切な運用が散見される。このため、各営業者に対し、HACCPに沿った衛生管理が徹底されるよう支援を行うとともに、全国的に多発し、当保健所管内でも多く提供されている食肉の生食や、加熱不十分な調理による食中毒の防止対策を講じることにより、食の安全・安心の確保を図る。

実施内容

1 HACCPの定着支援

食品の営業許可更新や大分県食品衛生監視指導計画に基づく立入検査時に、営業者に対しHACCPに沿った衛生管理の支援を行い、記録の作成や管理手順の確認を通じて、一定程度の衛生管理体制の構築を促進した。

- 管内食品営業許可施設数：2,232施設（R6.3末時点）
R7年度 目標立入件数：400件 ⇒ 立入実績（R7.12末時点）：338件（85%）

2 食肉の生食や加熱不十分な調理による食中毒防止対策

- 食肉販売業者、食肉製品製造業者、飲食店等に対し立入調査を行い、「生食用」「加熱用」の表示の徹底、食肉の規格基準等の順守、食肉は十分に加熱して提供するなどの指導を行った。
 - 管内食肉取扱施設数：1,519施設（R6.3末時点）
R7年度 目標立入件数：200件 ⇒ 立入実績（R7.12末時点）：200件（100%）
- 食品の営業許可更新時に実施する講習会等において、鶏肉の生食によるカンピロバクター食中毒防止対策等について周知・啓発した。
 - 講習会の実施回数：6回（R7.12末時点）
- 有症苦情の発生を受けて、SNSを活用した消費者向けのカンピロバクター食中毒防止啓発を実施した。
 - SNSによる啓発実施回数：1回（R7.12.4）

（※）HACCP（ハサップ）とは

食品事業者が食品の安全性を確保するための衛生管理手法。Hazard（危害）、Analysis（分析）、Critical（重要）、Control（管理）、Point（点）の略称。製造工程ごとにHA（危害分析）を行いCCP（重要管理点）を決定。CCP（重要管理点）においてCL（管理基準）を設定し機器で測定等を行い記録を取る。CL（管理基準）を逸脱した場合には改善措置を講じ全製品の安全性を確保する。

実施評価及び目標達成状況

1 HACCPの定着支援

- ・ HACCPに沿った衛生管理の支援については、管内営業施設2,232施設に対して令和7年12月末時点で1,986件（89%）と、件数ベースでは概ね計画どおり進捗している。
- ・ 一方で、令和8年2月1日にノロウイルスによる食中毒が発生し、HACCPに基づく衛生管理が形式的な運用にとどまり、日常的な実践や検証が十分でなかった事例が確認されたことから、営業者におけるPDCAサイクルの定着が課題。今後は記録の確認にとどまらず、実施状況の検証や改善指導の強化が必要である。

2 食肉の生食や加熱不十分な調理による食中毒防止対策

- ・ 食肉の生食用や加熱不十分な調理に関する指導については、令和7年12月末時点で200件（達成率100%）実施するなど、当該リスクに対する対策は良好に推移しており、食肉の生食に起因する食中毒の未然防止につながっている。（食肉の生食に起因する食中毒の発生件数：0件）

中期的目標の達成度（令和11年度目標）

- ・ 食品取扱事業者によるHACCPに沿った衛生管理の導入は進展したものの、日常業務における確実な実践や検証が不十分な事例が確認された。今後は、HACCPに沿った衛生管理をいかに定着させていくかが課題である。
- ・ 今後5年間の食中毒による健康被害の発生を半減（対R2～6実績）（目標：2件未満） R7:食中毒1件発生

次年度への課題、取組みの方向性

1 HACCPに沿った衛生管理

- ・ 令和8年2月に発生したノロウイルスによる食中毒事例では、当初は衛生管理に関する記録が作成されていたものの、日常業務を行う中で次第に認識が欠け、HACCPに沿った衛生管理が定着していなかったことが確認された。HACCPに沿った衛生管理を営業者の自主的な取組として定着させるには、HACCPのプロセスが品質の安定や事故リスクの低減にもつながり、業務改善の機会となる等のメリットがあると営業者が理解することが重要であり、各施設の業種や規模、取扱食品の特性に応じて、食品衛生監視員が状況確認、助言を行うなど、より実践的な支援を行っていく必要がある。

2 鶏肉の生食等による食中毒防止

- ・ 今年度の食中毒の発生は確認されていないものの、医療機関から食肉の生食が原因と疑われるカンピロバクター食中毒に関する相談が2件寄せられ、うち1件は、「加熱用」と表示された鶏肉を生で喫食したことによる体調不良の事例であったため、営業者に対する指導に加え、消費者に対しても食肉の生食の危険性や表示の正しい理解について、継続的に啓発していく必要がある。
- ・ このため、引き続き食肉販売業者、食肉製品製造業者、飲食店等の営業者に対し、監視指導や講習会を通じて食肉の適正な取扱いや、十分な加熱の徹底を図るとともに、食中毒全般の未然防止に向け、記録の継続的な作成・確認の重要性や従事者の健康管理、手洗いの徹底等、基本的な衛生管理の再確認を重点的に指導する。また、消費者に対しては、SNS等を活用し、カンピロバクターやノロウイルスによる食中毒防止に関する啓発を実施し、事業者・消費者双方の意識向上を図る。

西部保健所管内の食中毒発生状況 (平成31年度～令和7年度)

年度	発生場所	発生日月日	摂食者数	患者数	死者	病因物質	原因食品	原因施設
H31	日田市	平成31年4月14日	10	9	－	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店提供料理	飲食店（一般食堂）
(R1)	玖珠町	令和2年3月22日	10	7	－	カンピロバクター・ジェジュニ	鶏の肝刺し	食肉販売店
R2	日田市	令和2年9月6日	12	11	－	カンピロバクター・ジェジュニ	鶏刺し	食肉販売店
R3	発生なし							
R4	九重町	令和5年3月2日	8	8	－	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店（旅館）
R5	発生なし							
R6	発生なし							
R7	日田市	令和8年2月1日	15	13	－	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店（一般食堂）

ノロウイルスによる食中毒事例

令和8年1月30日（金）、日田市内の飲食店を利用したグループの代表者から「1月25日（日）に日田市内の居酒屋を利用し、複数名が嘔吐、下痢等の症状を呈している。」旨の通報が西部保健所にあり調査を開始。

○患者の状況

1月25日（日）の利用者は4グループ15名で、1月25日（日）18時頃から19時頃に日田市内の飲食店「虎ノ助」を利用し、うち13名が1月27日（月）1時頃から15時頃にかけて、嘔吐、下痢等を発症した。

① Aグループ（7名）7名発症 ② Bグループ（3名）3名発症 ③ C（3名）1名発症 ④ D（2名）2名発症

○食事の喫食状況

- ① Aグループ：7名とも手羽先、シーザーサラダ、刺身（カンパチ）を喫食
- ② Bグループ：3名とも冷奴、冷たい手羽唐揚げ、手羽先、シーザーサラダ、あさりバタースープを喫食
- ③ Cグループ：3名とも冷たい手羽唐揚げ、手羽先、刺身（サーモン・カンパチ）、鉄板山芋ステーキ、おにぎり、ホルモン炒め（塩・タレ）を喫食
- ④ Dグループ：2名とも冷たい手羽唐揚げ、親鶏の塩焼き、ポテサラチーズの磯部揚げを喫食

○調理従事者の健康状況

調理従事者は、家族3名。うち1名が1月26日（月）に下痢症状のため病院を受診。ノロウイルス検査（イムノクロマト法）で陰性を確認。
2名は体調不良なし。1月26日（月）から29日（木）まで営業を継続。

○苦情の状況

営業者は、1月26日に体調不良により病院を受診し西部保健所へ直接苦情があったのはAグループからのみ。
「虎ノ助」には1月25日前後の利用者から同様の苦情はない。

○患者4人と調理従事者3人の検便結果

患者4人全員からノロウイルスGⅡ型を検出した。調理従事者3人全員からノロウイルスGⅡ型を検出した。

○行政処分

2月1日（日）から2日（月）までの2日間の営業停止

○指導事項

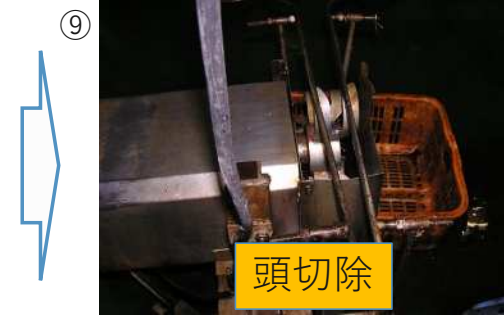
施設内の清掃及び消毒の徹底。従業員の健康管理に十分留意すること。衛生管理計画書を作成するとともに衛生管理の実施状況を記録すること。

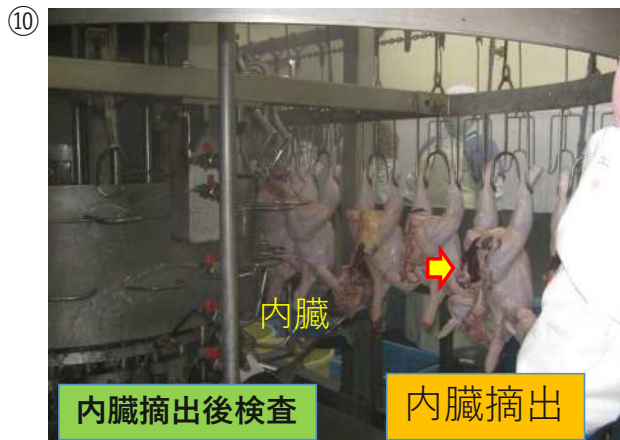
○問題点

体調不良で業務に従事。不十分な手洗い。HACCPに沿った衛生管理の考え方は認識していたが（PDCAサイクル）が回らなかった。
記録の作成そのものを目的とするのではなく、記録を活用した管理状況の確認や改善につなげるため、各施設の業種や規模、取扱食品の特性に応じて、実施状況の確認や助言などを行っていく必要がある。

食鳥処理場における食鳥処理工程

生鳥受入→放血→湯漬→脱羽→内臓摘出→洗浄→冷却1→冷却2→カット→保管





食鳥処理場での問題点



カンピロバクター食中毒対策の推進について

平成 29 年 3 月 31 日 付け厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課長 消費者庁食品表示企画課長通知

1. 食鳥処理業者、卸売業者等は、飲食店営業者が当該鶏肉を客に提供する際には加熱が必要である旨を、「加熱用」、「十分に加熱してお召し上がり下さい」、「生食用には使用しないでください」等の表示や商品規格書への記載等（以下「加熱用」の表示等）」を行うことにより、確実に情報を伝達するよう措置すること。
2. 飲食店において、生又は加熱不十分な鶏肉の提供が原因と特定又は推定（原因となった食事に含まれる場合を含む。）されるカンピロバクター食中毒が発生した際には、再発防止の観点から次により対応し、必要に応じて公表するとともに、食中毒調査結果として厚生労働省に報告すること。
 - （1）鶏肉に「加熱用」の表示等が行われていない場合には、食鳥処理業者、卸売業者に対して、当該表示等の徹底について指導を行うこと。
 - （2）鶏肉に「加熱用」の表示等が行われている場合には、**飲食店営業者に対して、加熱用の鶏肉の生又は加熱不十分な状態での提供の中止を直ちに指導する**とともに、定期的に当該業者に対する重点的な監視を行う等厳正に対応すること。

有症苦情事例（令和7年11月19日 玖珠町内鶏肉専門店）

・令和7年11月、北部保健所から宇佐市内の病院から北部保健所に、カンピロバクターによる感染症（食中毒疑い）の相談あり（患者糞便からカンピロバクターを検出）。

・患者は1名で、11月3日に同僚が西部保健所管内の飲食店で購入した鶏刺しを自宅で5人と喫食し、本人のみが11月6日に発熱・下痢を発症。

・西部保健所は店舗に立入調査を行い、以下を確認・指導。

鶏肉はすべて加熱用として仕入れ、加熱用シールを貼付し販売している。

他に苦情や従業員に体調不良者なし。

店主は「鶏の生食は自己責任」と主張したが保健所は「生食用の肉を扱う場合は検査済みのものを使用すべき」と指導。

表示について、商品に「加熱用」と表示しているにもかかわらず、店頭で「生食でもおいしく召し上がれます」と掲示している点について、「加熱用」の趣旨が不明確となるため、当該掲示の撤去が望ましい

当該飲食店の鶏肉を生で食べたことによるカンピロバクター感染が疑われたが、商品に「加熱用」の表示をしていたこと、他の発症者や証拠がないことから、指導対応で終了。

有症苦情事例（令和7年11月19日 玖珠町内鶏肉専門店）

営業者は、「加熱用」の鶏肉を仕入れ販売



鶏刺しコーナーで「加熱用」のシールを貼り付けた鶏肉を販売

表示に係る疑問点

- ・鶏肉パックには「加熱用」のシールが貼付されているにもかかわらず、「刺し身コーナー」に陳列し、通常より高い価格で販売していることについて、景品表示法における優良誤認等の不当表示に当たらないか
- ・「加熱用」の鶏肉を「刺し身」として販売する場合、食品衛生法第6条第3号「病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。」に該当しないか

再発防止策



「生食でもおいしく召し上がれます」と記載された掲示物の撤去

目的

市町及び関係機関と連携して食環境整備や大分県公式健康アプリ「あるとっく」の活用を推進するなどにより、地域として健康づくり対策を強化する体制を構築する。

実施内容

1 地域職域連携推進会議を核にした事業所支援

働く世代の健康づくり対策を強化するため、地域職域連携推進会議を開催し、西部地域の健康課題である「健康診断の充実」、「職場ぐるみの運動定着」、「受動喫煙対策」の解決にむけて効果的な取組を協議した。(令和7年10月14日)

構成組織：日田検診センター、全国健康保険協会大分支部、日田労働基準監督署、大分産業保健総合支援センター、日田玖珠地域産業保健センター、日田商工会議所、日田地区商工会、九重町商工会、玖珠町商工会、日田市、九重町、玖珠町、西部保健所

2 食環境整備の推進(食の健康応援団の推進)

自然と健康になる食事メニューの提供等に取組む「食の健康応援団」の登録拡大に向け、食品衛生講習会などの機会を利用し飲食店に周知するとともに、希望のあった14店舗や飲食店のSNS情報などをもとに10店舗訪問し、登録店舗拡大を図った。

<食の健康応援団とは>

取組をしている店舗を開拓。取組内容は☆でランク付け(☆1~3)

<取り組み内容>
 アは必須 + イ〜エのいずれかの取組を行っていること
 ア 健康づくりの情報発信
 イ エネルギーひかえめ(1食700kcal以内)
 ウ もっと野菜(野菜使用量:単品80g以上・定食150g以上)
 エ うま塩メニュー(定食1食:食塩相当量3g未満)

★ エネルギーひかえめ ★ もっと野菜 ★ うま塩(減塩)

登録証 (健康応援団)



大分県公式健康アプリ「あるとっく」

3 健康アプリの普及と活用促進に向けた取組

- 市町のケーブルテレビ、公式LINE、広報誌で住民に活用を働きかけるとともに、商工会を通じて商工会会員へ周知した。
- 各市町の商工会に、「あるとっく」協力店へやミッションの登録を働きかけた。
- 管内には様々な温泉地が点在していることから、「温泉巡り」イベントへの登録を観光協会に依頼した。

4 事業所禁煙サポート事業の普及等

- 新規の健康経営登録事業所13か所及び喫煙者が多い事業所1か所に「事業所禁煙サポート事業」を紹介した。
- 「禁煙週間」(5月31日の「世界禁煙デー」から6月6日まで)に合わせ、市町とともに禁煙や受動喫煙の防止の街頭キャンペーンを実施した。
- 受動喫煙防止に関するチラシを作成し、住民から苦情があった飲食店やホテル等に対して指導を実施した。



R7「禁煙週間」街頭キャンペーンの様子

実施評価及び目標達成状況

1 地域職域連携推進会議の開催（参加機関：12機関17名）

地域保健と職域保健の関係機関が、西部地域の働き盛りの健康課題の解決について検討、以下の取組みを強化していくこととした。また、労働安全衛生法の改正に伴いストレスチェックが義務化したことをふまえ、メンタルヘルス対策強化の必要性を共通認識した。

[健康診断の充実]：健康診断受診率向上に加え、事業主が健診結果を把握すること、その結果をもとに就業上の措置について医師に意見を聴取することを着実に実施する。

このため、地域産業保健センターとの連携を強化していく。

[職場ぐるみの運動定着]：「あるとっく」を活用した、職場対抗戦へ参加することなどにより運動習慣の定着を図る。

[受動喫煙対策]：若い世代への受動喫煙防止の普及啓発を継続するとともに、事業所禁煙サポート事業を活用し、従業員の禁煙・卒煙を支援する。

2 食環境整備の推進（食の健康応援団の推進） 新規登録店舗数：6か所（1月末現在）※累計25店舗

新規登録店舗数の目標2か所以上に対して、6か所登録済（1月末現在）。累計25店舗となり、「エネルギーひかえめ」、「野菜たっぷり」などの健康的なメニューを提供している飲食店が増加し、自然と健康的な食事を選べるような環境整備につながった。

3 健康アプリの普及と活用促進に向けた取組

「あるとっく」ダウンロード数は増えつつあるが、活用促進には職場対抗戦への参加呼びかけや魅力的なコンテンツの拡充に取り組む必要がある。

・年間目標の1,400ダウンロードに対し、R7年12月31日現在 1,873ダウンロード

・協力店舗数：9店舗（日田市7、玖珠町2）※県平均9.8店舗

・ミッション数：122ミッション（日田市61、九重町18、玖珠町43）※県平均57.7ミッション

・温泉巡り：2施設（日田市1、玖珠町1）※天ヶ瀬温泉8施設登録予定

※ミッション…市町村等が設定し、健康に関するイベントへの参加や健康診断、がん検診などを受診することでポイントを付与するもの。

4 事業所禁煙サポート事業の普及等（実施事業所なし）

・禁煙サポート事業の活用について周知したが、事業主や本人の費用負担がネックとなり活用に繋がらなかった。

・住民からの受動喫煙に関する苦情への指導数 5件 うち灰皿撤去 5件



<職場対抗戦上位事業所の表彰>

中期的目標の達成度

・食の健康応援団 新規登録店舗数（目標：10カ所以上（累計32店舗）） R7:6カ所（累計25店舗）

・健康アプリ「あるとっく」ダウンロード件数（目標:5,500ダウンロード） R7:1,873ダウンロード（達成度34.1%）

・各市町喫煙者割合(男性)（目標：▲2%（対R4年度日田市22.1% 九重町26.9% 玖珠町22.2%）） - ※R8年度公表予定

次年度への課題、取組みの方向性

- 引き続き、西部地域の3つの健康課題の解決やメンタルヘルス対策を強化するとともに、臨床心理士等の専門職が事業所を訪問し、ニーズに沿った支援をする「おおいた心と体の職場環境改善アドバイザー派遣事業」の積極的な活用を推進する。
- 自然と健康的な食事を選べるための環境整備に向けて、「食の健康応援団」の拡充を進める。
- 「あるとっく」の活用促進に向け、引き続き協力店舗、ミッションの充実、温泉巡りへの登録等の拡充を図り、アプリダウンロードのみでなくアクティブユーザーの増加に取り組む。
- 事業所禁煙サポート事業が活用されるよう、「卒煙者の体験談」や「安全で快適な職場環境の実現・健康経営の推進」等のメリットを具体的に周知し、利用事業所の増加に取り組む。

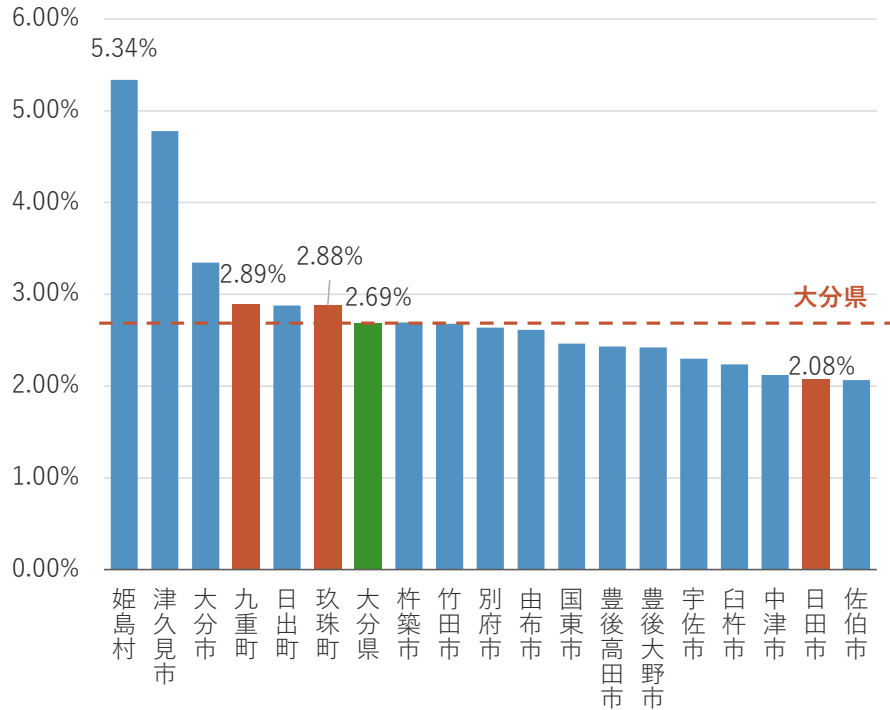
健康づくりを推進する体制づくり、環境整備の取り組み状況

大分県公式健康アプリ



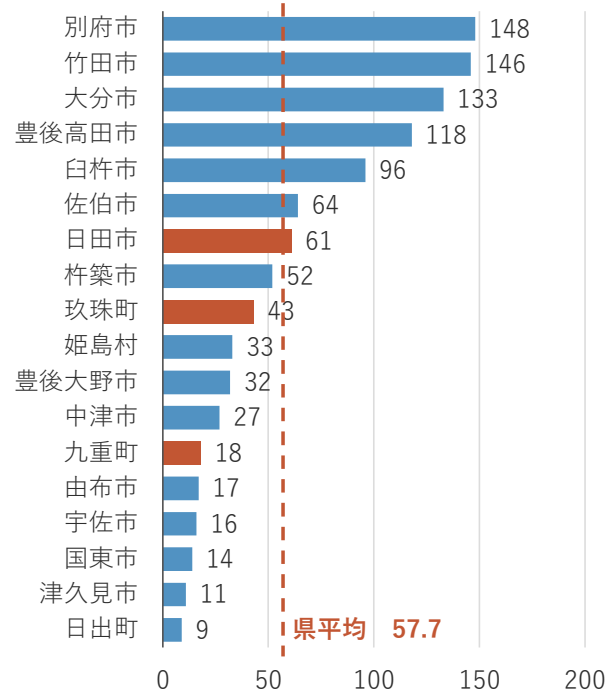
県では、健康寿命日本一の実現に向けて、県民のみなさんの運動習慣定着を支援するため、平成30年度から公式健康アプリを運用しており、令和7年4月からは、機能を充実してアプリをリニューアルしたところです。

◆ あるとっくダウンロード数（人口比）

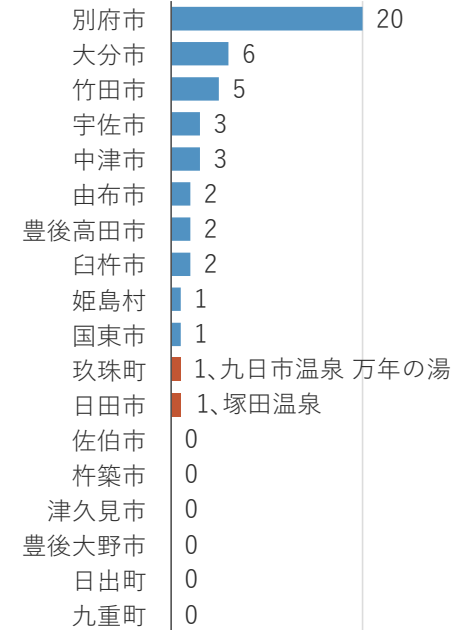


※件数は全てR7年12月31日現在

◆ 市町村別ミッション登録数



◆ 市町村別温泉巡り登録数



< ミッション例 >

日田市	ひたむき健活ウォーキング、咸宜園企画展、スロージョギング®教室、市民健康福祉まつり
九重町	総合型地域スポーツクラブ「このえ“夢”クラブ」の会員登録、九重“夢”大橋感謝祭
玖珠町	働き世代の健康づくり教室、総合運動公園を利用、日本童話祭

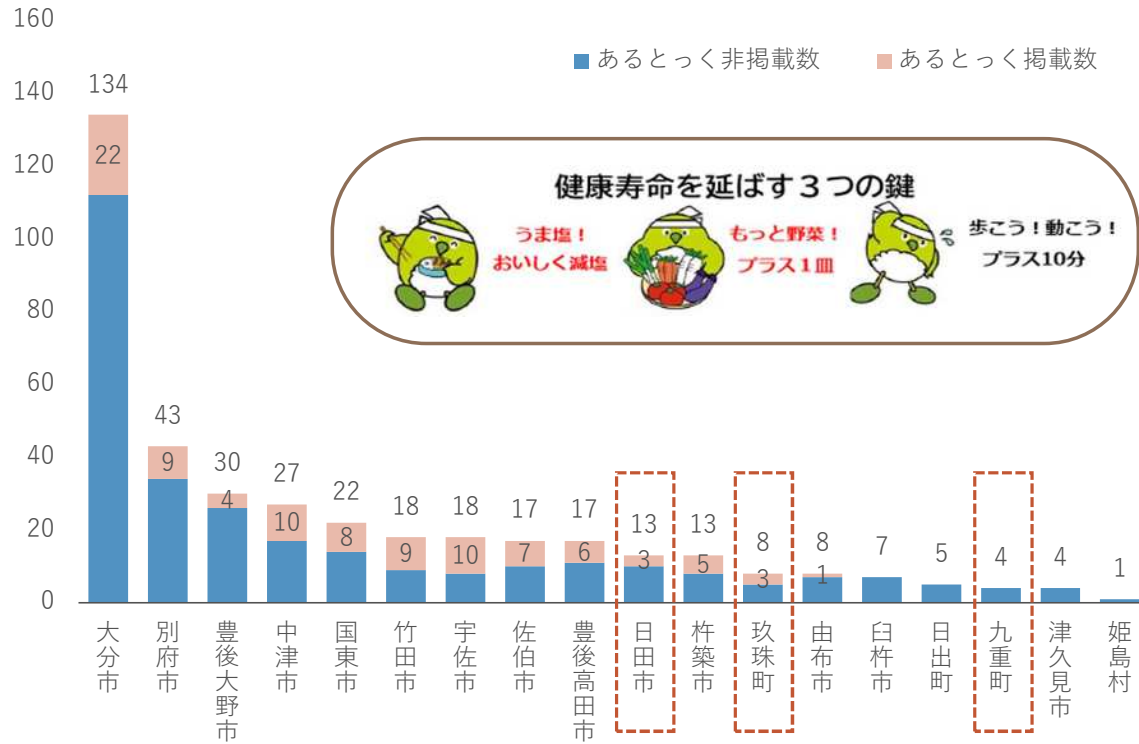
健康づくりを推進する体制づくり、環境整備の取り組み状況

食の健康応援団について

県では、県民の健康づくり支援の一環として、「エネルギーひかえめ」「もっと野菜」「うま塩」といった健康的なメニューを提供しているお店を『生涯健康県おおいた21推進協力事業所（食の健康応援団）』として登録し、健康づくりのための環境整備を図っています。

食の健康応援団登録数

R8年1月31日現在



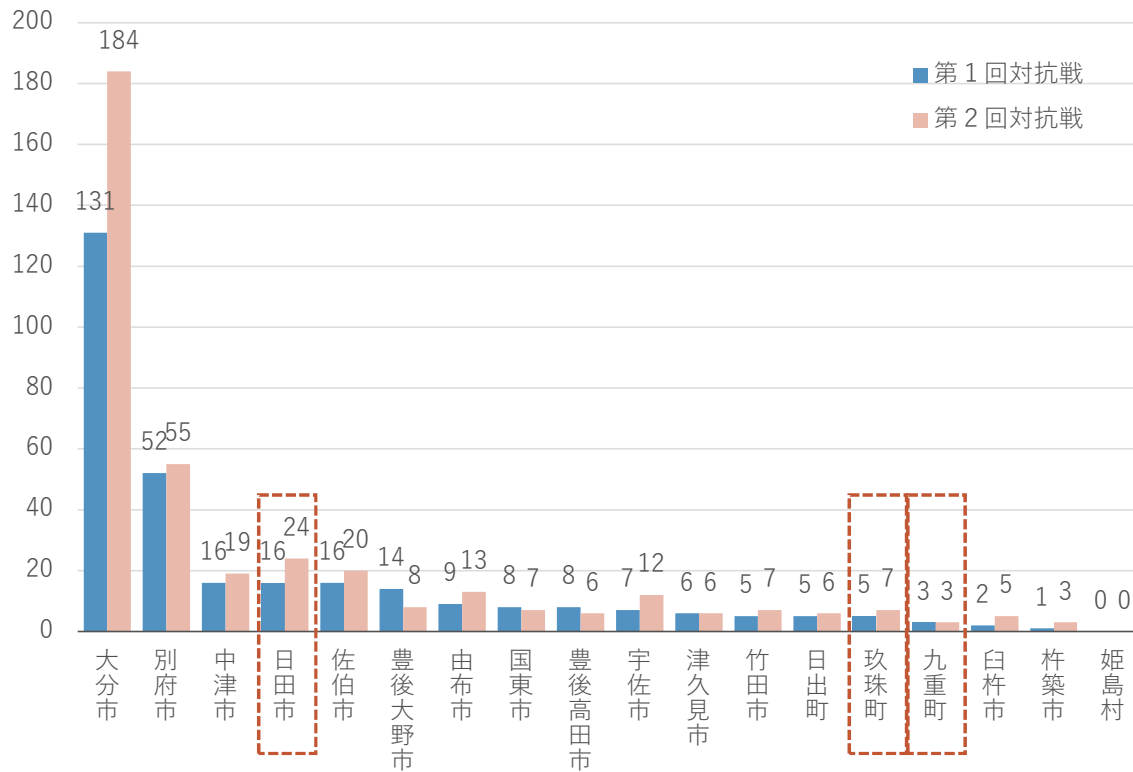
登録店舗名	登録内容		
	エネルギー 控えめ	もっと 野菜	うま塩
日田市			
彌助すし 本庄町店	○	○	○
HAZEBO COFFEE		○	○
味の柳原		○	○
麦屋カフェ	○	○	○
金比羅亭	○		
豆ネコカフェ	○	○	○
おそろわけ野菜のレストラン松原	○	○	○
お惣菜ほん田	○		
御弁当路	○		
新 焼き平	○	○	○
Café Blossom		○	
発酵舎KOGURA	○		○
カフェ日和		○	
九重町			
わいたの庄	○		
魚屋			○
種と根 (タネトネ)	○	○	
味百華ようよう		○	
玖珠町			
Pompon Chouchou-花と菓子と-	○	○	○
茶房 花椿	○		○
道の駅 童話の里くす	○	○	○
田舎食堂いいとこ焙	○	○	○
金太郎	○	○	○
カネジュウ館		○	
手づくりお惣菜専門店おかずや	○		○
Kiraku		○	

健康づくりを推進する体制づくり、環境整備の取り組み状況

▶ 健康アプリ「あるとっく」を活用した職場対抗戦について

県では、働き盛り世代の健康づくりのため、健康アプリ「あるとっく」を活用した職場対抗戦を開催。県内の同じ職場で働く5人～25人で構成されたグループ単位で応募し、所属しているメンバーの平均歩数を競います。

◆ 令和7年度あるとっく職場対抗戦 参加状況



◆ 西部地区各市町別の参加状況

		第1回	第2回
日田市	チーム数	16	24
	参加人数	186人	238人
九重町	チーム数	3	3
	参加人数	17人	17人
玖珠町	チーム数	5	7
	参加人数	43人	45人
西部地区	チーム数	24	34
	参加人数	246人	300人
県全体	チーム数	304	385
	参加人数	2,787人	3,538人

目的

県民の利便性向上のため、個々の職員がICT等の活用により業務効率化や質的向上を図るとともに、保健所業務のBPR（既存業務の内容や流れの見直し）を推進する。

実施内容

1 ICT等を活用した業務効率化の推進

① 保健所業務におけるDX人材の育成

職員の誰もがICT等を活用し業務改善に取り組めるよう、若手職員がDX推進リーダーとなり、業務への即効性・実用性を重視した研修などを実施した。今年度は、業務効率化に繋がる「生成AI」の基本操作やプロンプト入力のコツ、現場での活用ノウハウに加え、安全に利用するためのルールについても確認を行い、演習を中心に実施した。

実施日	テーマ	内容	講師	出席者数
令和7年8月21日	生成AI「Gemini」の活用について	企画提案や画像生成（SNS投稿用画像・チラシ等の作成）	保健所職員	14人
令和7年10月1日	DXの推進及び活用について	DXに取り組むための基本姿勢	県DX推進アドバイザー	13人
令和8年2月20日 /3月2日	生成AIの利用ルール、「exaBase」の活用について	ガイドラインの確認、活用事例の紹介、要約・校正演習	保健所職員	29人（予定）

② キャッシュレス化、電子申請の利用促進

キャッシュレス決済の案内チラシの設置、ホームページやSNSから電子申請システムへの導線を整備した。

2 保健所業務のBPRの推進

① 予約及び問合せ窓口のマルチチャネル化

従前は保健所で行っているHIV等の検査予約や保健所業務への問合せは、原則、来所や電話での開庁時間内のみでの対応であったため、県民視点での窓口業務改善策の一つとして、HIV・特定感染症検査や精神相談のWeb予約フォームを作成、また、スマートフォン等から問い合わせが簡単にできるよう専用フォームを作成し運用を開始した。

② SNSを活用した保健所業務の周知

県民の健康や安全に関する情報をリアルタイムに周知できるよう、令和7年6月26日にX（旧Twitter）を開設した。また、予約・問合せフォームや電子申請のURLへのリンクも掲載し、スマートフォン等での確認から問合せや予約までの導線を確保した。

実施評価及び目標達成状況

評価項目	目標値	実績値（見込み）
ICT研修の参加率/理解度	100%/80%	100%/85%
キャッシュレス決済の利用率	15%以上	16.7%
電子申請を導入した手続きの電子申請率	5%以上	33%
玖珠食品衛生相談所における予約システム利用率	60%以上	68%
研修会での電子によるアンケート等の実施割合	100%	100%
SNSでの情報発信（投稿回数）	月6回以上	月15回

○生成AIを日常業務に利用している職員が42%であり、研修資料や文書作成等における業務効率化が進んでいる。一方で、情報リテラシーやセキュリティへの不安を感じている職員も多く、適正利用に向けた研修等が必要である。

○検査予約等のオンライン化により、利用者の心理的・時間的ハードルが下がるとともに、職員の負担軽減にもつながった。今後はより利用進むよう、県民への周知に取組む必要がある。

時間外予約 28%、職員の1件当たり作業時間 40%削減
(実績：問合せフォーム 18件、検査予約フォーム 7件 ※1月20日現在)

○キャッシュレス決済や電子申請の利用率は増加しつつあるが、業務により利用実績に濃淡があるため、引続き幅広い周知が必要である。

中期的目標の達成度（令和11年度目標）

- ・行かない（電子申請、キャッシュレス決済等）については着実に前進しているが、書かない（申請書に手書きする手間をなくす）、迷わない（迷わずに手続きできる）については、ほぼ未着手。今後、窓口のペーパーレス化・代理入力やAI活用、窓口BPRの検討を進める。
- ・キャッシュレス決済利用率 16.7%/50%、電子申請が可能な手続きの電子申請率33%/80% 利便性の向上等、県民目線で更なる取組みの強化が必要である。

次年度への課題、取組みの方向性

1 ICT等を活用した業務効率化の推進

・生成AI活用能力の平準化

AIの利用については、毎日・週に数回が42%、一方で月に数回・ほとんど使わないが58%と二極化している。生成AIの利用は業務効率化を期待できることから、高活用層と低活用層との差を埋めるため、特定の課や個人に留まらない組織横断的な活用へと広げていく必要がある。また、研修で得た知識が日常の業務改善に繋がっていないため、AIの高活用層から「身近な相談窓口」を設置し、日常的なナレッジ共有を促進するとともに、情報リテラシーやセキュリティを中心とした研修も強化する。

・電子申請・キャッシュレス決済の周知強化

内容が複雑で添付書類等があるなど、電子申請より窓口で相談しながら手続きするケースが多く、電子申請やキャッシュレス決済への移行が遅れている。また、電子申請を利用する意向があっても、アカウント登録や操作の手順が分からないなど途中で離脱するケースも見受けられるため、窓口タブレット端末を配備するなどにより、希望により窓口で来所者と共に「電子申請」を行えるようにし、「意外と簡単だ」という体験を通じた普及啓発にも取り組む。

2 保健所業務のBPRの推進

- ・SNSの投稿回数は目標を上回っているが、内容がマンネリ化しユーザーの共感や実益が不足しており、既存層の外へリーチが広がっていないため、投稿回数を追う段階から「質の改善」へ転換する。反応の良い過去投稿を分析し共感要素を強化するとともに、拡散力向上の手法を検討し、電子申請・キャッシュレス決済の周知を強化に努める。
- ・窓口ペーパーレス化を導入するとともに、利用しやすい申請フォームとなっているかユーザー目線で導線の見直しを行い、ブラッシュアップに向けた調整を行う。

ICTが標準的に活用されている環境に向けた人材育成

生成AI（Gemini）研修 <8月21日実施>



・生成AIの基礎やプロンプト入力のコツを説明



・担当業務の資料作成演習
・DX推進リーダーによる個別アドバイスを実施

Gemini活用事例

(事例1)
Xで投稿する管内感染症動向の注意喚起画像を生成AIで作成

【プロンプト】



【生成物】



目を引く画像が短時間で完成（作業時間 30分→10分に短縮）

(事例2)
心の相談窓口の啓発グッズ用のキャッチフレーズを提案

【プロンプト】

心の相談を促すキャッチフレーズ集

こちらの相談を促すキャッチフレーズを10個作成してください

【生成物】

- ひとりでは抱えるには、重すぎるから。
(背景に余白を持たせ、部屋に寄り添う)
- 「死にたい」は「生きたい」のSOS。
(強い言葉で目を引き、その心理を肯定する)
- 話すだけで、心は少し軽くなる。
(「話す=話す」というメリットを遠球で伝える)
- あなたの「いつもと違う？」を信じて。
(周囲の人の直感を後押しし、行動を促す)
- 答えは知らない。ただ、聴かせて。
(アドバイスへの恐怖を払い、ハードルを下げる)
- そのもやもや、言葉にしてみませんか。
(正体不明の不安を抱えている層に刺す)
- 逃げ場場所は、ここにもあります。
(「相談」という言葉をあえて使わず、避難所として提示)
- 誰にも言えないこと、ここでなら。
(秘密性と安心感を強調し、クリックを促す)
- 1分でもいい。今の気持ちを書いて。
(時間的ハードルを意図して下げて接触を図る)
- あなたの様方は、ここにいます。

心に響くキャッチフレーズ10個を1分間で提案

(事例3) 「施術所の広告について」
県民からの問い合わせ対応の初動として、公表されている国のガイドラインを読み込ませ回答を検討

【プロンプト】

koukokugu...eline_2025 PDF

- ①施術所での看板に「腰痛改善」と記載してもよいか。
- ②違法な場合、どのような罰則があるか
- ③記載されているページを教えてください。

【生成物】

医療法および他の広汎医療行為との整合性
あはき・産婦の施術所は、医療法上の「病院」や「診療所」ではない。医療法第16条第1項は、非医療機関が病院や診療所に似せられる名称や表現を用いることを禁止している。 ⇒

「腰痛」という特定の疾患・症状に対する「改善（治療効果）」をうたうことは、一般利用者に対して「ここに行けば医師と同様の医学的治療を受けられる」という誤解を与えるリスクがある。2025年修訂においても、医療機関と似せられる名称や表記を避けることは、受療機会の損失を防ぐための重要な点として強調されている。 ⇒

「改善」という用語の具体的な禁止例
指針の19ページおよび20ページでは、施術所の名称に関連して「改善」という言葉を用いることが不適切な事例として挙げられている。例えば、「〇〇症状改善センター」や「〇〇痛み改善所」といった名称は、あはき・産婦の範囲を正當に示すものでなく、利用者に治療効果を生かすための認識が得られる。また、名称以外のキャッチフレーズであっても、「驚くべき」「根本治療」といった効果や技術を強調する表現は、一律に禁止の対象となる。 ⇒

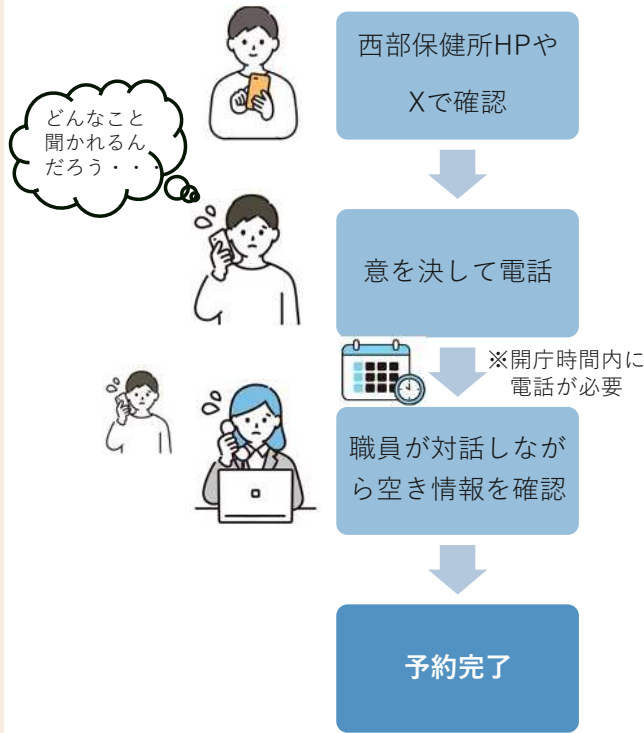
3. 広告制限違反に対する罰則規定と法的ペナルティの体系
あはき診療法および産婦法における広告制限の遵守は、単なる行政上の努力義務ではなく、刑事罰を伴う強行法規としての効果を持っている。特に「腰痛改善」などの禁止事項を記載し、行政指導に違反した場合、あるいは虚偽な記載が認められる場合には、以下の罰則が適用される。

刑事罰としての罰金刑
広告制限規定に違反した者に対しては、各法律において「30万円以下の罰金」が定められている。 ⇒

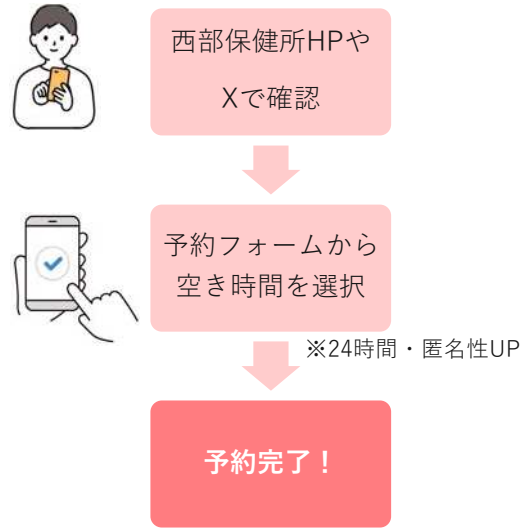
生成物を参考にガイドラインの該当箇所を読み込み回答を作成（対応時間 1時間→30分に短縮）

HIV・特定感染症検査予約のオンライン化

【従来】電話予約



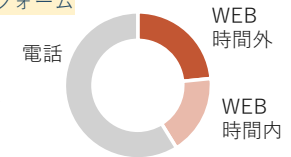
【追加】オンライン予約



西部保健所ホームページ



予約フォーム



西部保健所X (投稿のトップに固定)

利用者のメリット

- ・思い立ったその時に、スマホから時間・場所を選ばず予約が可能
- ・プライバシーがより保たれる環境になり、心理的負担が大幅に軽減
- 👉 **機会を逃さない「不安の早期解消」や「早期発見」が可能に**

保健所職員のメリット

- ・電話対応の時間軽減 (従来の対応時間25分が10分に大幅短縮)
- ・対話によるプライバシー配慮への過度な緊張感の緩和
- 👉 **自動予約により、相談対応などの専門性の高い業務に注力可能**



3 福祉部門（地域福祉）の概況と重点事項の取組について

1 生活保護の状況

管轄する玖珠郡（九重町、玖珠町）の生活保護の状況は、令和7年4月1日現在で、被保護世帯数199世帯、被保護人員254、保護率は1.21%となっており、令和6年と比べて被保護世帯数・被保護人員は、ほぼ横ばいである。（表1、図1～3）

世帯類型別の状況は、高齢者世帯141世帯、母子世帯8世帯、障害者世帯13世帯、傷病者世帯14世帯、その他世帯23世帯となっており、高齢者世帯が約7割を占めている。（表2、図4）。

当室では、町役場や民生委員、医療機関等との連携を図りながら、要保護者に対して必要な保護を実施するとともに、病気の治療や入院、施設入所、就労、社会参加等、世帯の自立に向けたきめ細かな相談・支援を行うなど、制度の適正な実施に努めている。

また、就労支援員の活用やハローワーク等との連携による就労支援の充実・強化により、就労可能世帯の自立促進を図っている。（表3）

《表1》 生活保護の状況 令和7年4月1日現在

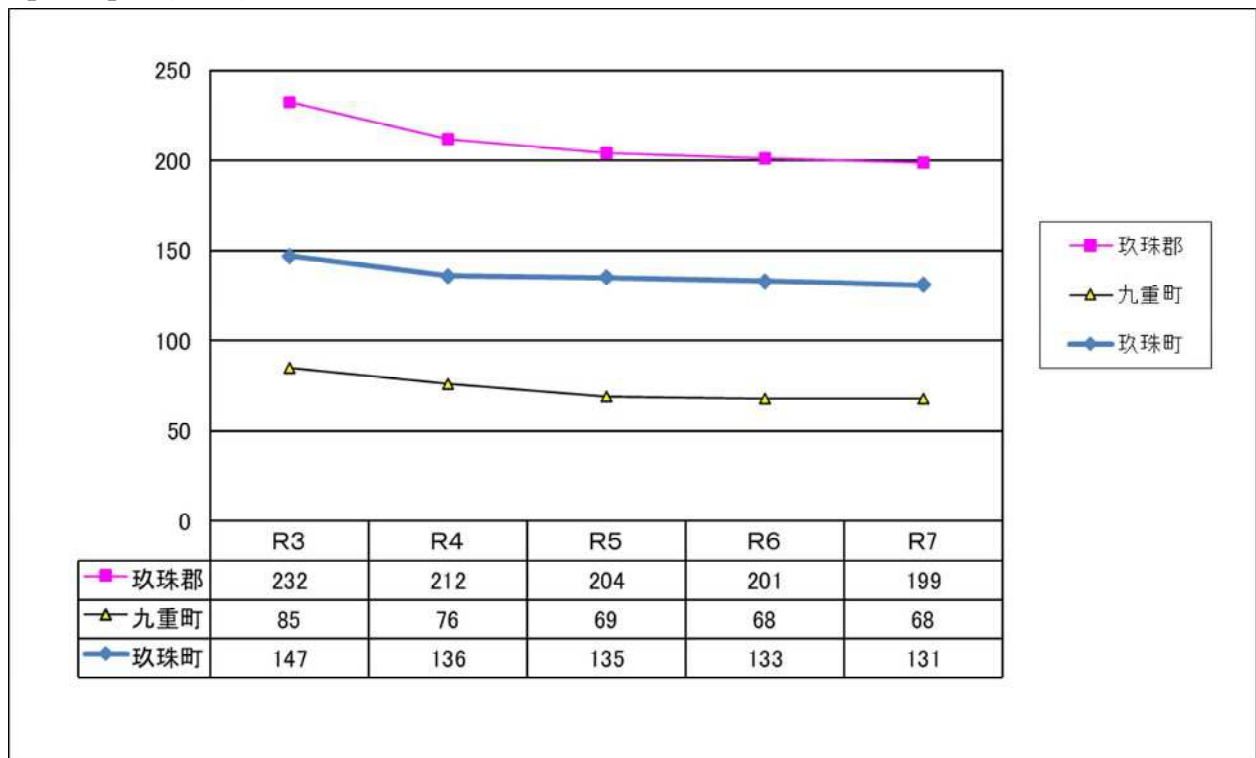
区分 町名	世帯数	人口 (A)	被保護 世帯数	被保護 人員 (B)	医療扶助 人員 (C)	保護率 (B)/(A)	医療 扶助率 (C)/(B)
	世帯	人	世帯	人	人	%	%
大分県	498,309	1,085,198	15,182	17,917	15,726	1.65	87.77
玖珠郡	8,993	20,984	199	254	228	1.21	89.76
九重町	3,306	7,780	68	77	70	0.99	90.91
玖珠町	5,687	13,204	131	177	158	1.34	89.27

(参考)

日田市	25,358	58,881	565	679	570	1.15	83.95
-----	--------	--------	-----	-----	-----	------	-------

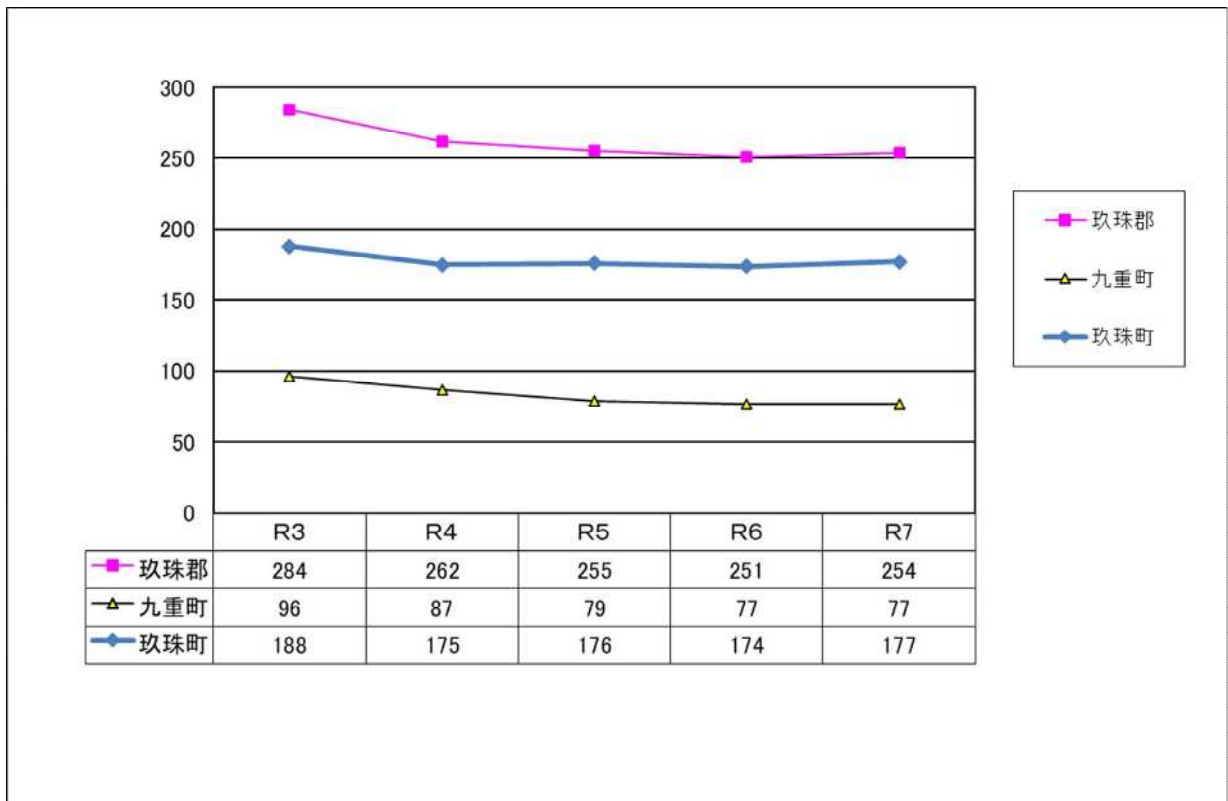
(注) 世帯数、人口は、令和6年10月1日現在、県統計調査課「大分県の人口推計」による。
被保護世帯数（停止世帯を含む）以下は、令和7年3月分大分県生活保護速報による。

【図1】 被保護世帯数の推移 各年4月1日現在（単位：世帯）



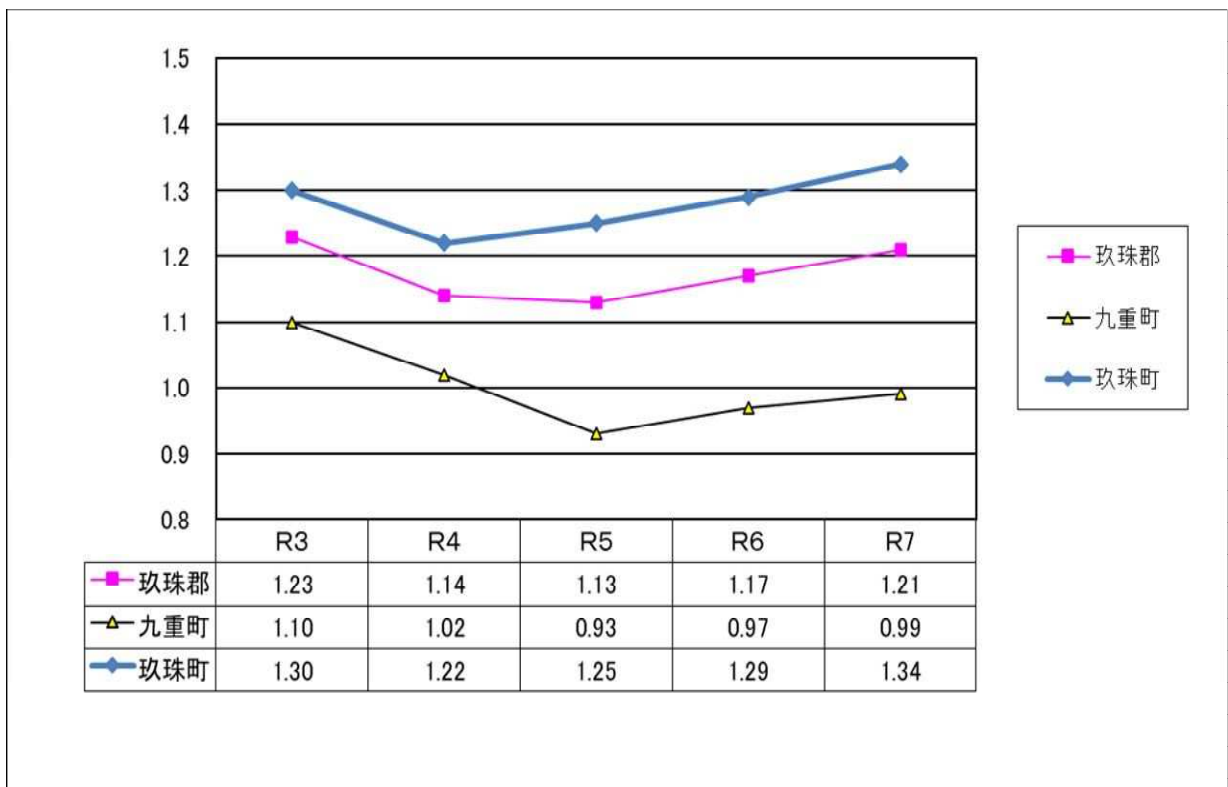
【図2】 被保護人員の推移

各年4月1日現在（単位：人）



【図3】 保護率の推移

各年4月1日現在（単位：%）



《表2》生活保護世帯の世帯類型状況

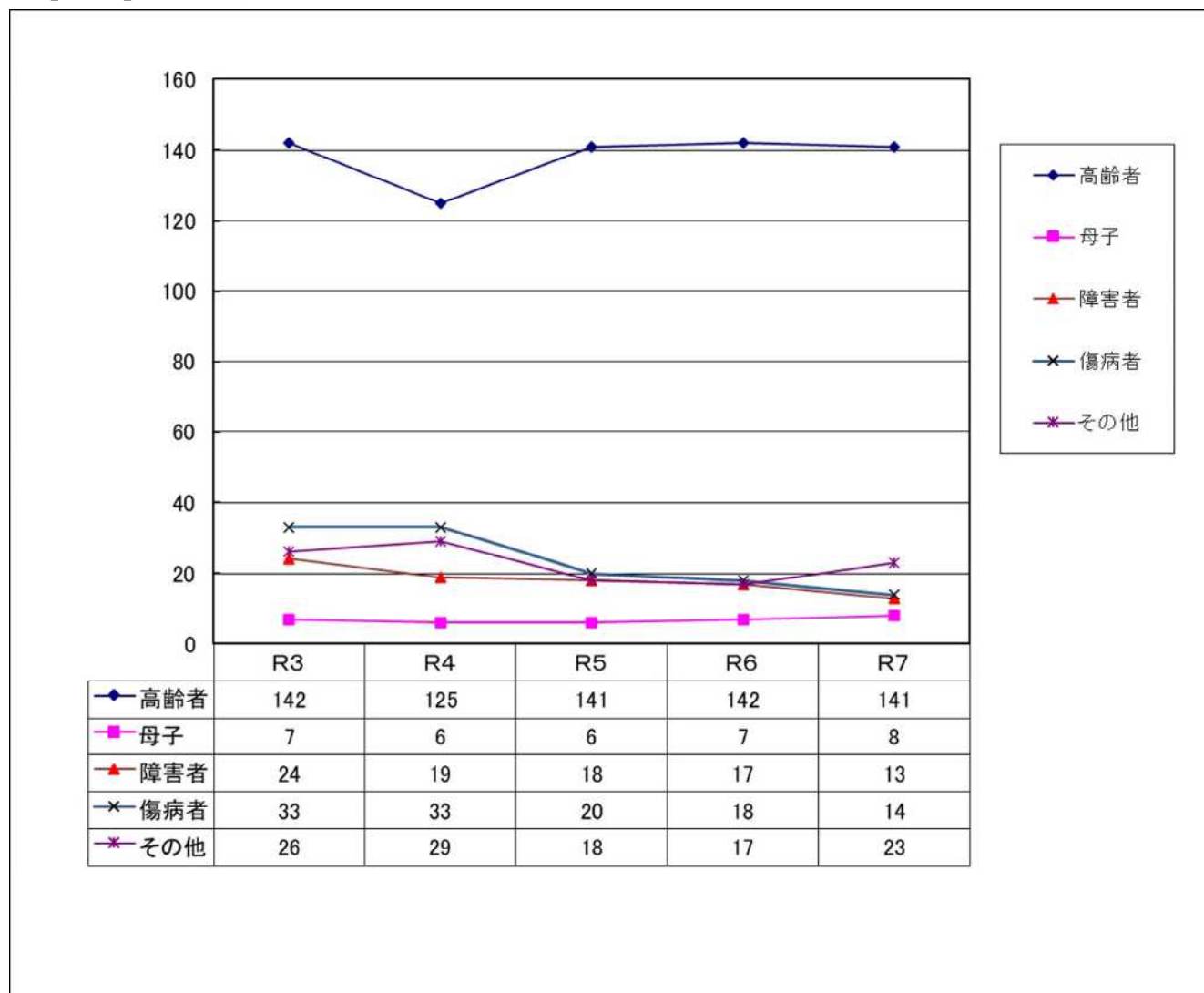
令和7年4月1日現在（単位：世帯）

区分 町名	世帯類型					計
	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	
大分県	9,629 64.0%	370 2.5%	1,783 11.8%	1,212 8.1%	2,061 13.7%	15,055 100.0%
玖珠郡	141 70.9%	8 4.0%	13 6.5%	14 7.0%	23 11.6%	199 100.0%
九重町	54 79.4%	2 2.9%	3 4.4%	4 5.9%	5 7.4%	68 100.0%
玖珠町	87 66.4%	6 4.6%	10 7.6%	10 7.6%	18 13.8%	131 100.0%

（資料）大分県は令和7年3月分大分県生活保護速報による。但し、停止世帯を除く。

【図4】 世帯類型の推移

各年4月1日現在（単位：世帯）



《表3》 令和6年度就労支援実績

令和7年3月31日現在

町名・区分	就労支援対象者数(人)	就労継続者数(人)	就労率(%)
玖珠郡	52	25	48.1
九重町	14	7	50.0
玖珠町	38	18	47.4

(参考)令和6年度保護世帯年間訪問回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	達成率
訪問計画	70	70	49	69	78	93	76	68	72	68	49	59	821	—
訪問実績	82	81	59	73	58	105	81	51	64	36	33	85	808	98%

2 母子・寡婦・父子福祉の状況

管轄する玖珠郡（九重町、玖珠町）の母子・寡婦・父子世帯数は、令和7年4月1日現在、母子世帯数158、寡婦世帯数17、父子世帯数30で、全世帯数に対するそれぞれの割合は1.8%、0.2%、0.3%となっている。（表4）

当室では、母子・寡婦・父子世帯に対しての相談業務を行っており、母子父子寡婦福祉資金の貸付では、県の担当課と連絡調整して貸付の迅速化を図っているほか、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業についても平成27年度から当室で支給事務を行っている。

なお、令和6年度は、貸付相談が4件あり、うち2件が申請に至った。

また、自立支援給付金の実績は0件であった。

《表4》 母子、寡婦及び父子世帯の状況 令和7年4月1日現在（単位：世帯）

区分	全世帯数 (A)	母子世帯数 (B)	割合 (B)/(A)	寡婦世帯数 (C)	割合 (C)/(A)	父子世帯数 (D)	割合 (D)/(A)
玖珠郡	8,993	158	1.8%	17	0.2%	30	0.3%
九重町	3,306	48	1.5%	0	0.0%	8	0.2%
玖珠町	5,687	110	1.9%	17	0.3%	22	0.4%

(注) 全世帯数は令和6年10月1日現在、県統計調査課「大分県の人口推計」による。
母子寡婦父子世帯数は町への照会による。

3 生活困窮者自立支援事業の状況

(1) 概要

平成27年度4月から、生活保護に至る前の段階で、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に、ワンストップ型の相談窓口として自立支援員を配置し個別的・継続的な支援を行っている。

(2) 支援体制

- ・九重町社会福祉協議会及び玖珠町社会福祉協議会に委託して実施
- ・連携先は、各役場、大分県社会福祉協議会、地域若者サポートステーション、グリーンコープ生協おおいた、ワーカーズコープ等関係機関
- ・自立支援調整会議を開催して個別の支援策を協議

(3) 具体的な支援

- ・ 自立相談支援：相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整、プラン作成による個別支援等を実施（表5）
- ・ 住宅確保給付金の支給：賃貸住宅の家賃相当額を有期で支給
令和6年度は実績なし
- ・ 家計相談支援：家計表等を作成し家計管理を支援

《表5》新規相談受付及びプラン作成件数

(令和6年度) (単位:件)

町名・区分	新規相談受付	プラン作成
玖珠郡	127	8
九重町	66	3
玖珠町	61	5

4 その他の福祉業務

- (1) 障がい者や妊産婦等が利用可能な大分あったか・は一と駐車場利用証交付
- (2) 3年ごとに管内の民生委員・児童委員の委嘱及び研修会を実施
7年度一斉改選(令和7年12月2日 於:パトリア日田 新任者130名)

5 令和7年度 地域福祉室重点事項

(1) 生活保護業務における就労支援等の充実・強化

平成26年度から就労支援員1名を配置し、きめ細かな助言・指導等が可能となり、就労及び障害年金受給の実績が上がっていることから、本年度も引き続き、就労支援員を中心とした取組を強化することとしている。

- ① ハローワーク日田や就労継続支援事業所(A型・B型)、社会福祉協議会、管内企業等との連携強化
- ② 就労支援対象者の能力や適性、就労意欲等に応じて、就労に至る過程を段階的に支援
- ③ 離職防止のため、就労後も定期的なフォローアップを継続
- ④ 社会保険労務士と連携して、障害年金の申請を支援

(2) 生活困窮者自立支援事業の推進

生活保護に至る前の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」としての機能を果たすため、包括的、継続的な支援体制を充実・強化していく。

① 生活困窮者の自立の確保

- ・ 本人の自己選択、自己決定を基本に、就労による経済的自立だけでなく、心身の不調や家計の問題等にも寄り添い、日常生活の自立や社会的自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方には、アウトリーチ等により早期の支援に努める。

② 支援会議の設置

- ・ 関係者間で生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを目的とした支援会議の早期設置が求められていたことから、九重町・玖珠町等とも連携し、令和6年度に支援会議の設置を行い、以後、毎月開催の九重町・玖珠町の支援調整会議と同時に開催している。

生活保護の管内の動向について (R4年度～R7年度) R8.2.1現在

令和8年2月26日(木)
西部保健所地域福祉室

①申請件数

R6は増加したものの、R7は例年並みに戻る傾向 【図1】

<要因>

- コロナ特例貸付の申請受付がR4年9月で終了し、一旦増加したが、落ち着いてきている。

②世帯数と人員数

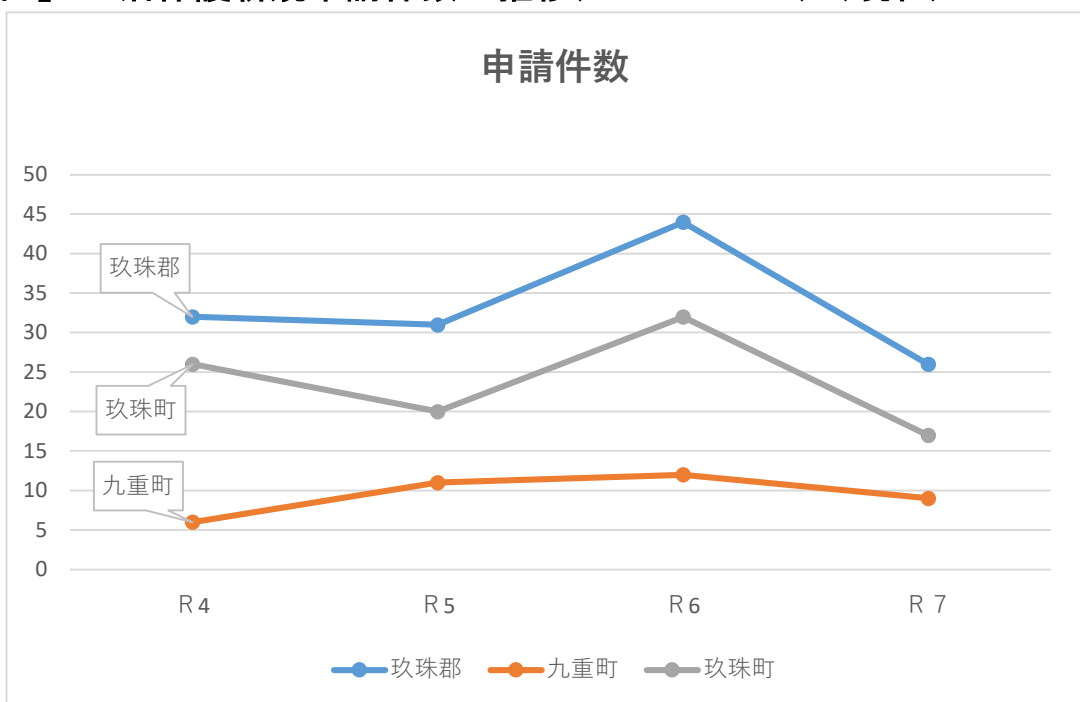
世帯数、人員数とも緩やかな減少傾向

【図2】【図3】

<要因>

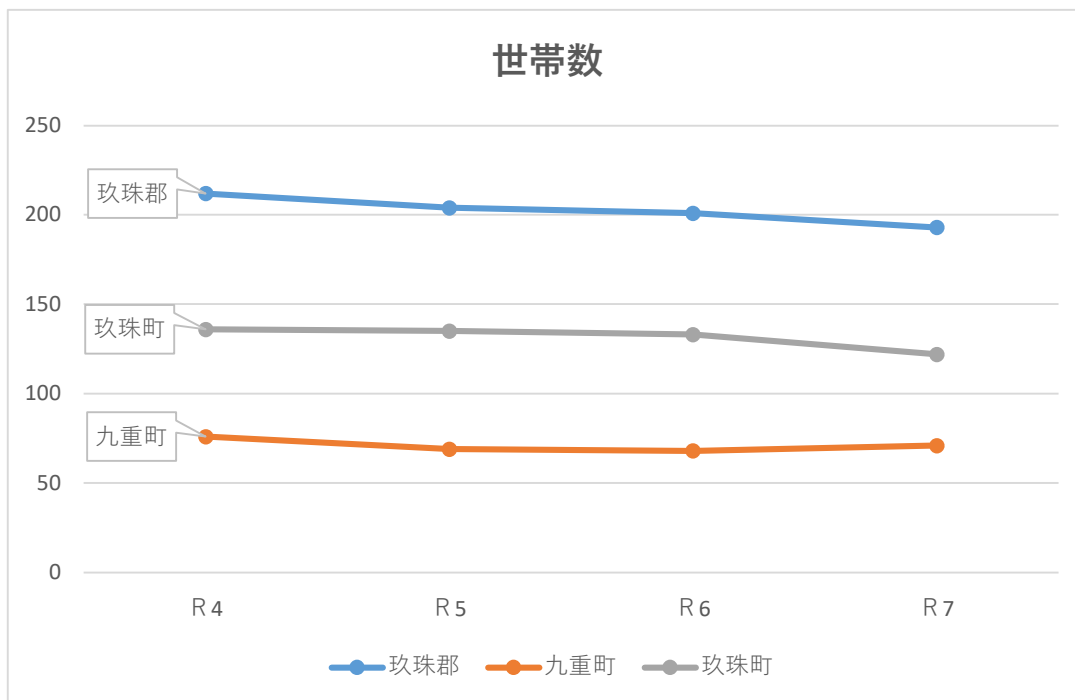
- 受給者の高齢化が進み、死亡廃止数が増加している。

【図1】 生活保護新規申請件数の推移(R7はR8.2.1(日)現在)



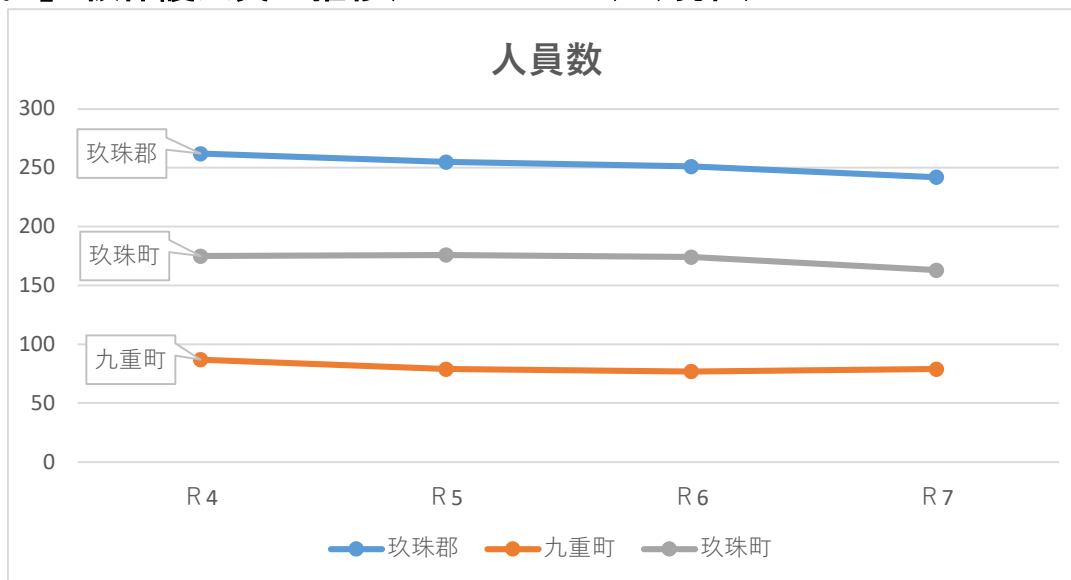
	R4	R5	R6	R7
玖珠郡	32	31	44	26
九重町	6	11	12	9
玖珠町	26	20	32	17

【図2】 被保護世帯数の推移(R7はR8.2.1(日)現在)



	R4	R5	R6	R7
玖珠郡	212	204	201	193
九重町	76	69	68	71
玖珠町	136	135	133	122

【図3】 被保護人員の推移(R7はR8.2.1(日)現在)



	R4	R5	R6	R7
玖珠郡	262	255	251	242
九重町	87	79	77	79
玖珠町	175	176	174	163

保護率
1.15%